

平成25年第1回横手市議会3月定例会会議録

議事日程（第1号）

平成25年2月25日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長報告について
- 第 4 平成25年度施政方針に関する説明
- 第 5 平成25年度教育方針に関する説明
- 第 6 報告第 1号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第 7 報告第 2号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第 8 報告第 3号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第 9 報告第 4号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第10 報告第 5号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第11 報告第 6号 専決処分の報告について（市内の児童が他市の保育所を使用することに関する協議について）
- 第12 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度横手市一般会計補正予算（第9号））
- 第13 議会案第 1号 横手市議会基本条例等の一部を改正する条例
- 第14 議会案第 2号 横手市議会会議規則の一部を改正する規則
- 第15 議案第 1号 横手市市民農園設置条例
- 第16 議案第 2号 横手市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第 3号 横手市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第 4号 横手市児童館設置条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第 5号 横手市障害者介護給付審査会の委員の定数等を定める条例等の一部を改正する条例
- 第20 議案第 6号 横手市集落多目的共同利用施設等設置条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第 7号 横手市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第 8号 横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第 9号 横手市立学校設置条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第10号 横手市土地開発基金条例を廃止する条例
- 第25 議案第11号 横手市きのこ培養センター設置条例を廃止する条例

- 第26 議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について（天下森スキー場）
第27 議案第13号 市道路線の廃止について
第28 議案第14号 市道路線の認定について
第29 議案第15号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
第30 議案第16号 平成24年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更について
第31 議案第17号 平成24年度横手市一般会計補正予算（第10号）
第32 議案第18号 平成24年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第33 議案第19号 平成24年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第34 議案第20号 平成24年度横手市介護保険特別会計補正予算（第4号）
第35 議案第21号 平成24年度横手市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
第36 議案第22号 平成24年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）
第37 議案第23号 平成24年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第2号）
第38 議案第24号 平成24年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第3号）
第39 議案第25号 平成24年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第4号）
第40 議案第26号 平成24年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
第41 議案第27号 平成24年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
第42 議案第28号 平成24年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第2号）
第43 議案第29号 平成24年度横手市病院事業会計補正予算（第3号）
第44 議案第30号 平成24年度横手市水道事業会計補正予算（第3号）
第45 議案第31号 平成24年度横手市下水道事業会計補正予算（第2号）
-

本日の会議に付した案件

議事日程第1号に同じ

出席議員（29名）

1 番	木村清貴	2 番	佐藤誠洋
3 番	高橋聖悟	4 番	土田百合子
5 番	青山豊	6 番	齊藤勇
7 番	立身万千子	8 番	鈴木勝雄
9 番	小野正伸	10番	遠藤忠裕
11番	土田祐輝	12番	高橋大
13番	小沢秀宏	14番	堀田賢逸
15番	佐藤徳雄	16番	佐々木誠

17番	菅原惠悦	18番	齋藤光司
20番	佐藤清春	21番	佐藤忠久
22番	寿松木孝	23番	播磨博一
24番	佐々木喜一	25番	佐藤功
26番	塩田勉	27番	奥山豊
28番	阿部正夫	29番	高橋勝義
30番	田中敏雄		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者（29名）

市長	五十嵐忠悦	副市長	鈴木信好
副市長	佐藤良吉	教育長	高橋準一
総務企画部長	浮嶋伸	財務部長	石山清和
市民生活部長	小丹茂樹	健康福祉部長	柴田恒宏
産業経済部長	遠藤久志	建設部長	照井康晴
上下水道部長	鈴木弘志	教育総務部長	小川良平
教育指導部長	佐々木孝雄	消防長	泉田榮次
市立横手病院 事務局長	佐藤正弘	市立大森病院 事務局長	金澤和彦
総務企画部次長 兼人事課長	皆川規和	総務企画部次長 兼市長公室長	小田嶋利宏
総務企画部長 総務課長	佐藤亮	総務企画部 経営企画課長	高橋嘉
財務部財政課長	三浦淳	横手地域局長	石山昭一
増田地域局長	遠藤晴美	平鹿地域局長	眞田正照
雄物川地域局長	福岡新作	大森地域局長	高山勇光
十文字地域局長	鈴木淳悦	山内地域局長	照井礼司
大雄地域局長	鈴木康和		

事務局職員出席者

事務局長	高橋実	主幹	佐藤しげ子
------	-----	----	-------

総務担当副主査 安藤 祐美子

議事調査担当主査 長瀬 肇

議事調査担当主任 藤井 健一

◎開会及び開議の宣告

○佐藤清春 議長 おはようございます。

ただいまから平成25年第1回横手市議会3月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○佐藤清春 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、26番塩田勉議員、27番奥山豊議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○佐藤清春 議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から3月21日までの25日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は25日間と決定いたしました。

◎議長報告について

○佐藤清春 議長 日程第3、議長から議長報告、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されたので、お手元に配付しております。

◎市長の平成25年度施政方針に関する説明

○佐藤清春 議長 日程第4、市長より平成25年度施政方針に関する説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 おはようございます。

平成25年3月横手市議会定例会の開会に当たり、市政運営に関する基本方針と平成25年度予算案について、主要な施策とその概要をご説明いたしますので、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、ことしも大雪に見舞われ、市内でも除雪作業等による事故が発生しております。また、建設現場では屋根からの落雪による作業員の死傷事故があったところでもあります。

雪の事故によりお亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を表するとともに、ご遺族の皆様にご心か

らお悔やみを申し上げます。また、被害に遭われた皆様には心からお見舞いを申し上げます。

今冬の被害の傾向として、除雪作業中に健康上の理由による病気の発症と思われる事故が増えており、市では、報道機関などへ情報提供をするとともに協力を得ながら、除雪作業時の注意喚起を行っているところであります。また、雪おろしなどの事故を防止するため、ヘルメットや身体を固定する安全带などの安全用品の貸し出しを2月1日から開始いたしました。除雪作業時には、近所同士の声かけなどももちろんであります。こうした安全用品の活用も話題にさせていただきながら、事故防止につながってほしいと考えております。

さて、昨年末の衆議院解散・総選挙を経て、自由民主党と公明党による第2次安倍内閣が発足いたしました。安倍首相は新内閣を危機突破内閣と命名して経済対策に最優先で取り組む考えを表明し、経済再生に向け、物価上昇率の目標を前年度比2%とする大胆な金融緩和や大規模な財政出動を含む補正予算案によって経済を動かそうとしております。1月下旬に新政権による通常国会が開催されましたが、国の行く末には期待と不安の気持ちがないまぜとなりながら、デフレ脱却による経済再生に関心を寄せているところであります。

今、市民の一番の関心は、消費税が引き上げとなる来年4月までに、本当に景気が回復するかどうかではないでしょうか。現在、政府の大規模な景気対策の発表により、今のところ外国為替市場では円安が進み株式市場でも株価が上昇しており、景気回復への期待が高まっておりますが、この状況が確かなものとなるか、今後とも経済の動向を注視する必要があります。

国が進める大胆な金融緩和をどう成長や賃金増加につなげるのか、平成25年度はいろいろな意味で影響や混乱が予想されるため、市としてやるべきことを全力で行ってまいります。また、覚悟を持って業務に当たるよう市職員幹部に指示したところであります。

次に、本市において喫緊の課題である経済・雇用対策につきましては、市議会各常任委員会の議員の皆様と意見交換会を開催し、テーマとしておりました持続的な雇用を生み出すための施策について、さまざまな意見をちょうだいしたところであります。即効性があり、確実なアイデアを出すまでには至りませんでした。新しいビジネスを探りながら地域にあるものに光を当て、埋もれている地域の資源を活用していく方策を、もう一段考えていかなければならないと感じたところであります。

横手に合う施策をどう構築するか当初予算編成ぎりぎりまで鋭意検討を行い、地域に潜在する可能性を秘めたビジネスの発掘を応援するため、企業の研究開発やさまざまなビジネスの芽を支援する制度を整えているところであります。

平成25年度当初予算案には、これまでの対策予算とは別建てで、新たな経済・雇用対策事業として約1億4,900万円を計上いたしました。しかしながら、限られた財源の中ではこうした市独自の施策を進めることは限界に近づいており、新たな財源確保を模索する時期に来ているものと感じております。

また、かねてから市では、地域活性化のために基幹産業である農業を基本とし、「食と農からのまちづくり」を標榜しながら各種施策を進めてきたところであります。現在、その一環である西部地区多機

能型直売所構想の実現に向け準備を進めており、1月1日付で「食・農・観 de まちづくり準備室」を立ち上げ職員を配置し、設置準備を加速させております。全庁を挙げてさまざまな知恵やアイデアを出し合いながら、大きな効果が発揮できる施設を目指してまいります。そして、「食」「農」「観」でこの地域の魅力をさらに高めるため、平成25年度に設置されるコンベンション協会と情報交換しながら、横手の魅力を全国に発信してまいります。

また、各種スポーツや文化等にかかわる事業の誘致により、交流人口の増加と地域経済の活性化を図り、健康で活力あふれるまちづくりを積極的に推進してまいります。

なお、国の緊急経済対策に伴う補正予算関連の事業につきましては、準備が整い次第、平成24年度補正予算として提案する予定ですので、よろしく願いいたします。

2番目の緊急雇用・経済対策についてであります。

平成20年10月に発生したリーマンショック以降、市は緊急雇用対策本部を設置し、独自の取り組みとして中小企業融資あっせん制度における融資枠の拡大や利子補給期間の延長などを行ってまいりました。また、国の交付金を原資とした緊急雇用創出事業を実施し、市内求職者に対する雇用機会の提供に努めてまいりました。

東日本大震災後には、新卒者の雇用情勢が一層厳しくなったことから、正社員として新卒者を平成23年10月以降に雇用した事業主に対し、1人当たり30万円の雇用奨励金のほか、人材育成にかかる費用に対しても補助金を交付しており、ことし1月末までに、27社から38人分のご利用をいただいております。こうした対策事業の実施により一定の成果を上げてきたものの、円高の長期化や製造拠点の海外シフトといった世界規模の経済情勢の影響もあり、地域の雇用情勢は依然として厳しい状況が続いております。

平成25年度は、国の緊急雇用創出事業が一部継続されることとなりましたが、規模が縮小され、長期雇用につながる可能性の高い事業のみが対象となることから、市単独でも雇用創出事業を行うこととしております。また、雇用奨励制度を拡充し、新卒者であるなしにかかわらず、新規に正社員を雇用した事業主に対する雇用奨励金を50万円とすることで雇用意欲を喚起し、継続的な安定雇用につなげていきたいと考えております。あわせて、意欲的に取り組む企業への支援や新たなビジネスを起す起業・創業に対する支援を拡充し、新たな雇用の場を生み出す取り組みを積極的に応援してまいります。

さきに閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」においては小規模事業者に着目した支援策を実施することとされており、関係情報を速やかにお知らせするとともに、地域の雇用環境の改善に向けて関係機関と連携し、取り組んでまいります。

3番目の平成25年度予算案についてであります。

平成25年度予算案であります。一般会計予算総額は501億600万円で、前年度の当初予算額と比較して9億2,600万円、率にして1.9%の増といたしました。

人口減少と高齢化の進行、国家財政の債務累積による地方交付税の減額など市の財政状況は今後も厳しいものがありますが、その中で持続可能な財政運営を図りながら、雄物川地区、大雄地区、横手地区

の各小学校統合事業、学校給食センター統合事業などの教育関連施設の整備やクリーンプラザよこて整備事業、山内地域多目的総合施設整備事業、喫緊の課題である経済・雇用対策などを進めてまいります。

歳入では、市税を前年度比1.3%増の79億5,125万7,000円と見込んでおります。これは、実績見込みなどからの推計による市民税及びたばこ税の増収傾向を考慮し、前年度比増額としたものであります。

地方交付税については、前年度同額の203億5,000万円を見込んでおります。普通交付税は地方財政計画により地方交付税総額が縮減されておりますが、その影響額とこれまでの実績額を検討し、昨年度同額としております。また特別交付税についても、これまでの実績から同額としております。

国庫支出金については、前年度比6.4%増の50億8,516万円を見込んでおります。主な増額理由は、クリーンプラザよこて整備事業、学校給食センター統合事業などによるものです。

市債については、前年度と比較して微減の65億8,480万円としております。

次に、歳出であります。義務的経費である人件費は前年度比0.2%の増、また扶助費は障がい者自立支援給付費、福祉医療給付費などの伸びにより、前年度比2.1%の増としております。

公債費については、前年度比0.8%の減となっておりますが、市債残高が増加してきており、起債発行額もここ数年伸びていくことから、公債費は今後しばらくは増加していきます。

人件費、扶助費、公債費の義務的経費の合計は、247億6,114万1,000円で、歳出に占める割合は49.4%となっております。

主な事業であります。「人にやさしく住みよいまちづくり」では、地方道路交付金事業、くらしのみちづくり事業、クリーンプラザよこて整備事業などにより生活環境の整備充実を図るほか、スマートインターチェンジ設置のための検討を進めます。

「安心で住みよいまちづくり」では、地域公共交通検討事業におけるデマンド交通の実証実験運行などの継続、老朽危険空き家対策事業、消防救急無線デジタル化事業や新規事業の雪国よこて安全安心住宅普及促進事業などにより、市民の安全・安心の向上を図ります。

「やさしさあふれ元気なまちづくり」では、障がい者自立支援給付事業、保育対策等促進事業、児童手当給付事業、雪おろし雪寄せ支援事業、インフルエンザ等予防接種事業や、がん検診事業、妊産婦保健事業などにより、市民ニーズに対応した福祉及び健康増進施策を推進してまいります。

「豊かな自然と調和した活力あふれるまちづくり」では、緊急雇用創出臨時対策基金事業、青年就農給付金事業、果樹等雪害復旧対策事業、オリジナル果樹産地育成強化事業、農業夢プラン推進事業、生産力強化産地確立事業、食・農・観deまちづくり推進事業、秋田DC（DESTINATIONキャンペーン）事業、伝建活用事業などにより、雇用の確保と地場産業の振興に努めてまいります。

「みんなが学びうるおいのあるまちづくり」では、小学校統合事業、学校給食センター統合事業やスクールバス購入事業、社会教育施設長寿命化事業、国民文化祭推進事業などのハード及びソフト事業を推進してまいります。

「あなたの知恵・あなたが主役のまちづくり」では、元気の出る地域づくり事業及び地区会議支援事

業などにより、魅力と活力のある地域づくりを進めてまいります。

なお、平成25年度は、新たな経済・雇用対策として、市独自の地域経済の振興と雇用対策事業の展開を図ってまいります。

主な事業としましては、安定雇用・人材育成促進事業、市単独の緊急雇用事業、首都圏誘致企業懇談会の開催などを予定しております。

特別会計におきましては、国民健康保険特別会計など21特別会計総額で、前年度と比較して1.2%増の267億9,155万9,000円となっております。

このうち国民健康保険特別会計では、保険財政共同安定化事業並びに高額医療共同事業の負担増などにより1億8,903万5,000円の増額となっております。

また、介護保険特別会計では、保険給付費の増で2億4,304万9,000円の増額となっております。

病院事業、水道事業並びに下水道事業からなる企業会計では、前年度と比較して9.8%減の171億2,464万円を計上しております。

以上の結果、平成25年度の全会計予算総額では前年度比0.7%減の940億2,219万9,000円としております。

4番目の平成25年度の主要施策等についてであります。

(1) 魅力あるまちづくりについて、その中の①重要伝統的建造物群保存地区選定に向けた取り組みについてであります。

文化財保護法に基づき、国に「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」として選定される重要伝統的建造物群保存地区に向けた取り組みにつきましては、本年6月に市で伝建地区を決定したのち、夏ごろをめぐりに国へ重伝建地区選定の申し入れを行うべく準備を進めております。

昨年の12月16日には、横手市伝統的建造物群保存審議会に横手市増田伝統的建造物群保存地区保存計画(案)を諮問したところであります。今後、審議会では保存計画(案)を審議いただき5月ごろをめぐりに答申をいただく予定となっております。

また、今月には保存地区となる住民の皆様へ2回目の説明会を実施し、保存計画の内容を詳しく説明をしているところであります。増田の町並みの保存と生かし方については、引き続き地域住民の皆様と意見交換しながら、受け入れ体制の整備を図るとともに、各種メディアを通じ増田の町並みを全国に発信してまいります。

②の横手デマンド交通についてであります。

新しい公共交通システムとして現在実施している横手デマンド交通の実証実験につきましては、昨年4月16日の運行開始から10カ月が経過いたしました。この1月末時点において、運行回数は2万2,914回、利用者数が2万9,555人となっております。利用者の皆様からは「通院や買い物などの移動手段として便利」などの感謝のお声をたくさんいただいております。日常生活に密着した生活の足として、デマン

ド交通も含めた公共交通の拡充の必要性を再認識しております。しかしながら、一方では、「利用方法がわからない」などのご意見もいただいていることから、さらなる周知に努めなければならないと考えております。

平成25年度は、乗りかえポイントを増設するなどして実証実験を延長し、運行管理方法や既存公共交通との連携の仕方などさまざまな検討を加えながら、横手市にふさわしく将来にわたり持続可能な公共交通システムの一つの形態として、横手デマンド交通の本格運行を目指したいと考えております。

③の秋田県未来づくり協働プログラムについてであります。

県の未来づくり協働プログラムにつきましては、平成25年度中に申請を行い、平成26年度からの事業着手を目指して進めてまいります。

現在、県平鹿地域振興局と市による提案チームが素案を練り上げているところであり、大きな方向性としては、市内東西南北・中央の各エリアの拠点を食・農・観の視点からブラッシュアップする形で市全体の農業生産力の底上げを図り、雇用創出と地域活性化を目指すこととしております。今後は4月初めまでに素案を県に提出し、その後、市と県の関係課で構成するプロジェクトチームで内容を検討することとなっております。なお、素案提出前には議員の皆様と意見交換をいたしたいと考えております。

④の国民文化祭についてであります。

平成26年度開催の「第29回国民文化祭・あきた 2014」につきましては、本年、文化庁の国民文化祭実行委員会での承認を受けて、本格的に始動することになりました。

横手の歴史や文化、地場産業や観光など、本市の魅力を全国に発信する絶好の機会であり、全庁挙げて、開催準備を進めてまいります。また、国民文化祭本番に向け、機運の醸成を図るため、平成25年度にはプレイベント事業として、横手市主催事業である民謡・民舞、太鼓、ダンスなどステージ部門を中心としたイベントの開催を予定しております。

なお、ことし秋に開催されるJRグループのデスティネーションキャンペーンや一年を通して開催される横手市のさまざまなイベントでも国民文化祭の広報活動を行ってまいります。

⑤の横手市地域防災計画と後方支援拠点構想についてであります。

市の地域防災計画につきましては、平成25年度の県地域防災計画の改訂にあわせ、全面改訂を行ってまいります。計画の改訂に当たっては、防災会議委員として新たに任命する女性や高齢者・障がい者などさまざまな立場の皆様から広くご意見を伺ってまいります。また、ここ3年間の大雪を踏まえ、積雪時の災害対応の強化を盛り込むなど、防災体制の充実に向けた作業を進めてまいります。

災害時の後方支援については、東日本大震災での被災地支援を経験し、その必要性を改めて感じたところであります。また、本県でも日本海沿岸部に津波被害が発生した場合には、内陸部からの支援は必要不可欠であります。このため、市では、インフラの整備状況や地理的優位性を生かした、後方支援拠点の構築に向けて取り組んでいるところであります。その中でも、人命救助が最優先となる災害発生の初動期に対応するため、屋内活動拠点施設の整備による救急医療機能の強化が重要課題であると考えて

おります。この構想の実現に向けて、近隣の自治体との連携も図りながら、引き続き国や県へ積極的な働きかけを行ってまいります。さらには、こうした防災業務を進めるに当たって、新年度から自衛官経験者を危機管理監に迎え、担当部署の組織強化も図ることとしております。

⑥の山内地域多目的総合施設建設についてであります。

山内地域多目的総合施設の建設につきましては、地域づくり協議会委員や地域内の団体の代表者などで組織する庁舎建設委員会の意見を反映しながら実施設計を行っております。平成25年度は、施設の建設工事に着手し、現在、解体工事を行っている山内公民館の跡地に建設いたします。その構造並びに規模は、鉄骨づくり2階一部平屋建て、延べ床面積2,363平方メートルを計画しております。

施設の1階には、地域局並びに消防分署機能のほかに、市民の皆様が活用・交流などができる展示・談話室を設け、2階には市民ホールや研修室、調理実習室などの公民館機能を配置することとしております。また、災害時の拠点施設として機能できるよう防災対策室や自家発電室、備蓄倉庫を整備いたします。なお施設の供用開始は平成26年4月を予定しております。

(2)の生活環境施策についてであります。

その中の①国民健康保険についてであります。

平成22年度に策定した国保財政健全化計画が、今年度で最終年度を迎えております。これまでこの計画に基づき、加入者の負担緩和を図るため、一般会計からの法定外繰入を行い、3年間の繰入額は約4億円になる見込みであります。その結果、今年度も国保税率を据え置くことができました。また健康の駅や健診事業などの推進により医療費が微増にとどまっており、今回の計画の実施が、財政の健全化に一定の効果をもたらしていると判断しております。

しかし、法改正による国庫負担金の減額や平成27年度から拡大される保険財政共同安定化事業など、国保を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。このような中、来年度以降も現行制度が継続されることから、26年度までの新たな財政健全化計画を策定いたしました。新たな計画は、法定外繰入を継続し、収納率の向上や医療費の適正化事業などを実施しながら、持続的かつ安定的な事業運営を目指すものであります。なお、平成25年度当初予算については、この財政計画に基づき編成しておりますが、前年所得が確定した後の6月定例会で、本格予算を組むこととなります。

現在、国保財政の広域化や高齢者医療など医療制度の見直しは、「社会保障制度改革国民会議」で審議されております。今後とも、国の動向に注視し、市民の皆さんに安心していただける事業運営となるよう最善の努力を続けてまいります。

②のクリーンプラザよこて整備事業についてであります。

クリーンプラザよこて整備事業については、建設用地の取得もほぼ終え、現在は施設の整備及び運営事業者の選定作業に取り組んでいるところであります。この1月29日には、市内事業者を含む2グループから事業提案書が提出されており、事業者選定審査委員会による審査を経て、3月末までに落札者を決定する予定であります。その後、速やかに落札者と基本協定を結び、クリーンプラザよこての運営維

持管理を担う特別目的会社設立後の本年5月には、基本仮契約、建設工事請負仮契約など4つの仮契約をそれぞれ締結することにしております。

平成25年度は、議会の議決をいただいた後、用地造成工事とプラント設計に着手し、建築確認申請及び県への施設設置届け出等の手続を進めることとしております。今後も、平成28年4月からの本稼働に向け着実に準備を進めてまいります。

③の災害廃棄物の受け入れについてであります。

東日本大震災で発生した災害廃棄物につきましては、これまで岩手県野田村から1日約5トンの受け入れを行っており、1月末までに89日間で約440トンを実部環境保全センターで焼却処理いたしました。3月末までには、約580トンに達する見込みであり、震災廃棄物処理は順調に進んでおります。

この間、市民の皆様の安全・安心のため、県と連携しながら放射能測定を継続して実施してきました。その結果は国・県の基準値を大きく下回り、かつ災害廃棄物受け入れ前の通常レベルの範囲内であることを確認しております。平成25年度につきましても、引き続き被災地の早期復興のため、着実に災害廃棄物処理を支援してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

(3)の健康福祉施策についてであります。

①健康づくりについてであります。乳幼児から高齢の方まで、それぞれのライフステージに応じて健康やかで心豊かに生活できるよう、市民の皆様の健康づくりを効果的に推進してまいります。

健康の駅推進事業については、大規模駅の利用者増に加え、地域密着型の「小規模駅・中規模駅」事業の実施地区が年々増加するなど、健康づくりに取り組む機運が高まってきております。また、生活習慣病の予防のほか、社会生活機能の維持及び向上の観点からも重要である「身体活動と運動」の推進のため、健康の駅サポーター等の市民ボランティアと協働しながら今後も積極的な事業展開を図ってまいります。

栄養改善事業については、食習慣調査による1次予防を重視した食生活改善の支援を行いながら、生活習慣病予防のほか生活の質の向上の観点からも重要である「栄養と食生活」の向上を図ってまいります。

保健事業については、定期的予防接種に加え、これまでの任意予防接種助成を継続するとともに、接種率の向上を図りながら疾病の発症予防と重症化防止に努めてまいります。

各種健診については、日曜健診や早朝健診を継続実施しながら受診しやすい環境を整えてまいります。

平成25年度からは、病気にかかる長期治療を余儀なくされる腎臓疾患を早期に発見するため、市の特定健診項目にクレアチニンと尿酸検査を追加し、また死因の上位にある心疾患の早期発見のため、40歳から70歳までの5歳刻みの方に心電図検査を実施して、疾病の早期発見に努めながら、受診率の向上と健診の重要性の周知を図ってまいります。

②の市民後見人の養成事業についてであります。

市では、県内の市町村に先駆けて、認知症の高齢者や障がい者の生活を支援する市民後見人の養成事

業を行っております。これは国のモデル事業として昨年度から取り組んでいるもので、これまで93人の市民が研修に参加し、平成25年度中に初の市民後見人が誕生する見込みとなりました。

このため、市民後見人の活動を支援するセンターを設け、弁護士や司法書士などの専門職と連携して、後見人が活動しやすい環境を整えることといたしました。何らかの支援を必要とされる方は、高齢化率の上昇とともにますます増加するものと考えられます。こうした状況の中で、認知症や障がいがあっても可能な限りその人らしい生活を送ることができるよう、支援体制の確立と市民による貢献活動の充実に努めてまいります。

③の子育て支援についてであります。

昨年8月に子ども・子育て関連3法が成立したことにより、市町村には「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられております。この計画を策定するに当たっては、平成25年度に地域における子ども・子育てに係る事業ニーズ調査を行うこととしており、調査結果を事業計画に反映させてまいります。

同様に、今後予定される小学校統合にあわせて学童保育施設の整備に向けた準備を進めるとともに、これからも児童クラブ指導員研修の充実や適切な施設運営により、保護者が安心して仕事と子育てが両立できる環境づくりに努めてまいります。

次に、すこやか子育て支援事業による保育料助成については、所得税課税世帯に対する市のかさ上げ助成を継続し、子育て世帯の負担の軽減を図ってまいります。

保育所の民営化計画については、地域の実情や私立と公立の役割分担などを考慮するとともに、サービス水準などの検証を行いながら、民間保育所の持つ機動性や柔軟性が発揮され、多様化する保育ニーズに対応できるよう、平成25年度中に計画を策定いたします。なお、平成27年度の統合保育所整備を予定している雄物川地域については、整備時点からの民営化を目指し、設置・経営する社会福祉法人の選定を25年度に予定しております。

また、新たに子育て支援情報専用のホームページを、この4月に開設し、行政情報に限らず子育てにかかわる活動をされている市民、団体等の情報を一元的に発信いたします。子育て当事者だからこそ発信できる「生の声」や「生きた情報」が相互に飛び交う場となり、子育て中の家族から寄せられる、「知りたい」「相談したい」「つながりたい」といったニーズを満たすツールの一つになると期待しております。

④の地域包括ケアの推進についてであります。

今年度、厚生労働省モデル事業として実施してまいりました地域医療連携推進事業は、地域医療体制の基礎づくりに重点を置いて事業を進めてまいりました。本事業では、市民を対象にした在宅医療シンポジウムや勉強会を開催し、在宅医療の普及啓発を図ってきたところであります。また、横手市における地域医療の実態を把握するため実施した医師等のアンケート調査結果からは、医療・介護の連携体制構築などの課題が見えてまいりました。

平成25年度は、さらに具体的な地域医療連携体制を構築していくため、地域医療を支える医療と介護関係者の人材育成の場を引き続き計画し、地域医療に係る多職種連携をより強化してまいります。また、関係者の協議会などで地域医療に従事する方々の負担軽減について検討してまいります。

切れ目のない医療・福祉・介護サービスの提供を可能にし、住み慣れた地域や家庭で安心して自分らしい生活が継続できること、そして自分らしい最期を迎えられる豊かな地域づくりを市民の皆様とともに考えながら、地域包括ケアのまちづくりを推進してまいります。

⑤の在宅介護を支える取り組みについてであります。

家族介護を担っている方々は、要介護者のもとを離れられないため、介護技術向上を図るためのヘルパー講習や家族介護者教室などへ参加することが難しい状況にあります。市では、在宅介護に悩みを持っている方々のご自宅へ経験豊富な介護福祉士を派遣し、介護技術のアドバイスをする在宅介護サポート事業をさらに強化してまいります。この事業は、市直営福祉施設の介護資源を地域に生かして、在宅介護を支えていく活動として実施するものであります。

また、在宅介護を支えるためには、認知症対策は欠かせません。市では「認知症の早期発見」、「徘徊の見守り」、「高齢者虐待防止」などを柱にして認知症対策に取り組んでいるところであります。現在、「認知症の早期発見」に資するため、タッチパネル式パソコンと対話方式で検査する、物忘れ相談プログラムを活用しているところですが、物忘れの状況をさらに詳しく確認できるシステムを25年度に新たに導入して、医療との連携強化を図りながら、認知症対策に取り組んでまいります。

(4)の産業振興施策についてであります。

①農業の振興について。

持続可能な力強い農業の実現を目指し策定を進めてきた「人・農地プラン」につきましては、各地域の担い手や、農地の提供者などとの話し合いを経て、各地域ごとに8つのプランを決定いたしました。今後は、このプランを基本にして農地の利用集積を推進するとともに、定期的に地域の情勢変化に応じた見直しも行いながら、担い手の確保、育成に努めてまいります。

また、「人・農地プラン」に位置づけられた新規就農者への青年就農給付金の支給や、県の農業フロンティア研修事業、実験農場の研修生受け入れなどにより若者の就農意欲を喚起し、新たな担い手の定着を図るよう取り組んでまいります。

6次産業化推進については、先進的な取り組みを行っている「農事組合法人 大沢ファーム」を今後も応援してまいりますとともに、市の農産物全体のブランド力や収益力の向上、さらには雇用の創出に努めてまいります。

市の基幹作物である米については、全国的に米需要の低迷が続く中で、秋田米の販売環境が好転していることから、市に対する米生産目標数量も平成24年産に引き続き増配分されております。平成25年度は、県やJA秋田ふるさとなど集出荷業者と連携し、農薬の使用量を50%以上削減する「あきたecoらいす」や食味の向上の取り組みなどを通じて、安全でおいしい米づくりを支援してまいります。

果樹については、雪害からの復興を目指し農家の懸命な努力が続けられており、JA秋田ふるさとの平成24年産リンゴの集荷実績は、前年に比べ50%以上増加しております。しかし、8月から9月の高温とその後の天候不順により、すべての品種で着色不良や主力の「ふじ」に黒い斑点が多発したことから、加工用に回るリンゴが多くなりました。

市では、雪害からの復旧支援策の一つとして果樹農薬購入費助成を行っており、当初の計画では、平成25年度は購入費の10%助成を予定しておりましたが、果樹農家の厳しい経営状況を踏まえて助成率を5%上乘せし、15%とすることを今議会に提案しております。また、転作作物の取り組みとしては、国の新たな政策を十分に生かし、国の戦略作物である大豆・ソバなどとあわせ、市の重点振興作物などの産地づくりを支援してまいります。

②の農村整備と森林整備についてであります。

農林整備事業の大区画圃場整備事業につきましては、実施中の6地区に加え、新たに横手地域の赤川・城野岡地区、平鹿地域の田ノ植と高口地区の3地区について事業実施に向け、基礎調査を行います。また、農業用水利施設の長寿命化対策として、大雄柏木、平鹿本堂、増田亀田の3地区における用水路等の改修を行うほか、土地改良区が実施する5地区について支援してまいります。

次に、森林整備事業であります。秋田県水と緑の森づくり税を財源とした、ふれあいの森整備支援事業として、雄物川地域の鍛冶台いこいの森の整備に向けた実施設計を行います。当いこいの森は、湿原植生が豊富で環境もよいことから、「自然観察の森」として平成28年度の完成を目指し、整備を進めてまいります。

③の観光振興についてであります。

東日本大震災から2年が経過しようとしています。観光関連産業は今なお低迷を続けております。このような中、本年10月から12月までの3カ月間は、全国のJRグループ6社によるDC（デスティネーションキャンペーン）が秋田県で開催されます。これを契機に県と連携し旅行エージェント等への情報発信や、2次アクセスの充実を図るなど、本市への誘客を積極的に推進してまいります。また、市民の「おもてなしの心」の醸成を図るほか、各地域の観光行事を引き続き支援し、横手ファンの拡大を目指してまいります。

次に、本年5月中に、民間企業を中心とした仮称「横手コンベンション協会」の設立を目指しているところであります。本市も会員として参画し、人的、財政的支援を行いながら、交流人口の増加による地域の経済活性化対策として、各種会議や大会、研修会、スポーツ大会などの誘致活動に対し一丸となって取り組んでまいります。

さらに、本年中に重要伝統的建造物群保存地区の選定を目指している「増田の町並み」については、通年観光が期待できる貴重な資源であり、地域住民や民間団体等と連携して観光客の受け入れ体制を整えるとともに、滞在型周遊観光の柱に位置づけ、旅行エージェントに対する売り込みを強化してまいります。

また、平泉文化の源流ともいえる後三年合戦の活用については、昨年4月の美郷町との連携協定に加え、平成25年度中には平泉町との連携協定を目指し、3市町による共同事業の開催など、さらなる連携強化を図ってまいります。

④の商工業の振興についてであります。

商業振興につきましては、市内商工団体等が連携して行う商談会や、イベントへの支援を継続し、市全体の産業振興につなげてまいります。また、各地域の商店街で実施するイベントや、魅力あるお店づくりについても支援し、にぎわい創出による地域の活性化を図ってまいります。

なお、市内における起業を促すため、現在、空き店舗改修等に要する経費に対し、上限50万円の補助金を交付している起業・創業支援事業について、市の特産品等を活用して事業を実施する場合には、補助金の上限を50万円に引き上げるとともに、「Bizサポートよこて」の利用を勧めてまいります。

工業振興については、緊急雇用・経済対策に加え、県南工業振興会並びに各地域関係団体の活動を支援するとともに、産・学・官連携の取り組みを推進してまいります。また、市内の企業には担当職員が定期訪問しながら情報収集に努めるとともに、事業の継続・拡大に向けて支援してまいります。

なお、公共温泉施設につきましては、今年度に引き続き温泉井戸と関連設備の調査業務を委託することにより、揚湯ポンプの共有化や設備の合理化を検討するとともに、新たな関連事業や経営状況を評価しながら再編方針を策定してまいります。

⑤の農産品等の販路拡大と食のまちづくり事業についてであります。

農産物や加工品の販路拡大のため、仙台圏や首都圏などでの販売拠点づくりを引き続き進めてまいります。また、本市の農産物を取り扱っていただいている株式会社九州屋等で得る消費者動向や新しい産地・産品の情報を地元で生かす作業のほか、農産品等の新たな流通を考えるため関係者でさまざまな流通形態の検討作業などを進め、販売促進により「食のまち横手」の知名度アップと農家所得の向上につながるよう取り組んでまいります。

同時に、市民が横手産の食と農に対する理解を深め、消費に参加する「チームプラスY活動」や「発酵のまちづくり」のほか、地元業者による新たな特産品開発や販路拡大を応援する特産品開発支援事業と特産品推奨認定事業につきましても、さらに地域の特色を引き出せるよう検討を加え、引き続き実施してまいります。

また、昨年初めてよこて市商工会との共催で開催した“食と農”産地見学商談会では、首都圏バイヤー等を招聘し、商談成立に効果があらわれ好評を得たことから、さらに内容を見直しながら実施してまいります。市民が食で潤うまちを目指し、生産組織や関係機関との連携を図りながら、積極的な事業の推進に取り組んでまいります。

(5)の建設施策についてであります。

①横手市総合雪対策基本計画の実施についてであります。

2年間にわたり検討してまいりました横手市総合雪対策基本計画ではありますが、これまで道路除排雪

を中心に取り組んできた雪対策から、今後は地域の力をおかりしながら自助・共助・公助それぞれの視点で防災、地域づくり、福祉など幅広い分野での総合的な雪対策に取り組む計画案としております。

基本方針を、「みんなでつくる安全・安心な雪国横手」とし、市民への周知を図りながら市民と行政が冬期間の暮らし方や雪処理等について、一緒になり取り組んでいくものとしております。そのためにも、市民が理解し取り組みやすい計画となるよう、地域単位での説明会の開催や各方面への周知徹底を図るなど、きめ細やかな対応を行うとともに、毎年取り組み内容を検証し計画の充実を図ってまいります。

②の道路整備についてであります。

平成25年度の道路整備につきましては、交付金事業として幹線道路の改良及び歩道の新設を6路線、舗装補修工事を10路線、くらしのみちづくり事業として地域内幹線道路や生活道路17路線の整備を予定しております。

その主なものであります。通学路の安全対策として横手地区統合小中学校に関連する朝倉線など3路線と、川登蟹沢線、三重植田線等の歩道整備を進めることとしております。また、年々交通量が増加している条里跡般若寺線におきましては、未整備となっている八柏工区について、橋梁の詳細設計や用地買収等を行い、工事の実施に向け準備を進めてまいります。

③の都市計画事業についてであります。

十字・増田地域のまちづくりにつきましては、伝建地区活用事業の進捗にあわせ、関連する増田区域の街並み環境整備基本計画の策定、並びにJR十字駅周辺地域のまちづくり基本構想の策定に着手いたします。

中央線街路事業については、今年度は建物移転3棟を予定しており、県事業とも連携を取りながら引き続き用地買収と建物移転補償を進めてまいります。

公園事業については、都市公園のバリアフリー化と長寿命化計画を進め、遊具や施設の修繕、更新を実施してまいります。

三枚橋地区土地区画整理事業については、地区北側の区画街路2路線、水路1路線の整備を行い、建物移転10棟を予定しております。

④の雪国よこて安全安心住宅普及促進事業についてであります。

少子高齢化が進む地域の現状を踏まえ、安全で快適な住宅の普及促進を目的に、雪対策、高齢化対策、耐震、省エネ等の工事を行う場合の補助事業として、雪国よこて安全安心住宅普及促進事業を実施いたします。これは、以前より行ってきた耐震改修補助事業を拡充する内容となっており、平成25年度より3年間継続する計画の事業であります。事業の趣旨である住宅の安全・快適化とあわせて地域経済の活性化にも一定の期待ができるものと考えております。

(6)の上下水道施策についてであります。

①の水道事業について。

水道事業では、市民が安心しておいしく飲める水道水を安定供給するため、水源から各家庭の蛇口に至るまでの一連の水質管理を目指す「水安全計画」の策定に着手いたします。この計画では、水質汚染事故や水道水の味やにおいの変化、さらに水道施設の老朽化や災害時の緊急対策等の課題について、総合的に対処するためのマニュアルを作成いたします。また、市内のすべての配水系統を有機的に連結し、水道水を迅速かつ効率的に運用する配水コントロールシステムの構築を目標とする高度な水道施設の管理に取り組んでまいります。

次に、去る1月25日に国土交通省は、検証ダムとなっていた成瀬ダムの建設事業を継続と決定しましたので、ダム完成時期に合わせ利水関連事業を進めてまいります。この事業では、増田、十文字地域へ配水するための真人配水池の工事用道路築造と用地の造成、雄物川地域の東部配水池の測量と地質調査等を実施する予定としております。

また、未給水地区解消事業では、継続して増田在城地区と羽場地区の配水管整備及び、新たに給水要望の多い雄物川南形地区への配水管整備を進めていく予定としております。

②の下水道事業についてであります。

公共下水道事業につきましては、市生活排水整備構想の見直しにより下水道整備区域を縮小し、浄化槽事業へ移行する計画としており、3月に県の承認を得て、平成25年度から新たな事業計画により事業を進めてまいります。

平成25年度の工事箇所については、継続事業として横手地域では八王寺、三枚橋及び松原町地区、平鹿地域では石成及び馬鞍地区、雄物川地域では船沼地区を予定しております。また、山内浄化センターでは、長寿命化計画を策定し、今後の計画的な改築更新と効率的な維持管理に取り組んでまいります。

集落排水施設整備事業については、横手金沢浄化センターが3月に完成し、4月1日から一部供用開始いたしますので、早期の接続に向けた啓発活動を行ってまいります。さらに、十文字地域の今泉浄化センターの施設機器の改築・更新及び連結する中継ポンプの更新などを実施し、施設の長寿命化を図るための機能強化事業に着手いたします。

浄化槽整備事業については、平成25年度から市設置型の新設を廃止し、個人設置型に事業を統一して170基の整備を予定しております。

(7)の市立病院についてであります。

県は昨年、医師不足の解消を図るため医師不足・偏在改善計画を策定しました。この計画が成果を上げるまでは、まだしばらくの年月を要することから、医師不足は当分の間続くものと思われ、病院事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。このような中、横手病院、大森病院とも医師の確保に努めながら、互いに協力して地域との連携を図り、それぞれの特徴を生かして安心な医療の提供と健全な病院運営に努めてまいります。

横手病院は、平成25年度から眼科の手術を行うための準備を進めており、引き続き地域の人々に信頼される病院を目指し、地域の医療機関等との連携を深めながら、地域医療・保健に貢献してまいります。

平成25年度予算においては、内視鏡手術システムや放射線画像システムの更新などの医療機器等を整備する予定としております。

大森病院は、今年度、女性医師・看護師等の確保のため、院内保育所を整備いたしました。病院に勤務する女性医師の出産後の離職防止及び潜在看護師等の再就職の促進等を図ろうとするもので、本年、4月1日開所の予定としております。また、平成25年度は、医療機器整備として病棟特殊浴槽装置などの更新と、施設整備では医師確保のため医師住宅1棟の整備などを実施してまいります。

5番目の補正予算についてであります。

今議会上に提案してあります一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、事業費の実績見込みによる減額のほか、強い農業づくり交付金事業、病院事業費、財政調整基金積立金などが主な内容となっております。補正額は、9億1,678万6,000円の減額で、補正後の歳入歳出予算総額は526億4,649万2,000円であります。

主なものを申し上げますと、国民健康保険特別会計繰出金に減額の1億3,488万7,000円、上水道事業繰出金に減額の1億1,496万円、病院事業費に4,545万5,000円、強い農業づくり交付金事業に5,706万円、地方道路交付金事業に減額の8,470万円、小学校統合事業に減額の7,619万6,000円、財政調整基金積立金に3億7,321万3,000円などであります。

終わりに、今議会上に提案してあります案件は、専決処分報告案件6件、専決処分の承認案件1件、条例の制定など条例関係11件、その他の案件4件、平成24年度予算の繰り入れ案件1件、平成24年度一般会計補正予算案など補正議案15件、平成25年度予算の繰り入れ案件3件、平成25年度予算案25件の合計66件であります。

なお、横手市きのご培養センターの譲与契約、除雪費及び福祉医療費等に係る平成24年度一般会計補正予算を追加提案する予定としております。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。施政方針といたします。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は11時30分といたします。

午前11時21分 休憩

午前11時30分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎教育長の平成25年度教育方針に関する説明

○佐藤清春 議長 日程第5、教育長より平成25年度教育方針に関する説明を求めます。教育長。

【高橋準一 教育長登壇】

○高橋準一 教育長 平成25年3月横手市議会定例会の開会に当たり、これまでの市教育行政に対するご

指導、ご支援に心から感謝申し上げます。

昨今の厳しい経済状況や少子高齢化等の問題が社会に影を落としている中、市民、児童・生徒が夢や希望を持ち、明るく前向きに生きていけるようにすること、そして一人一人が横手に愛着を持つとともに、横手を支える人材として活躍できるようにすることが、本市教育の果たす役目と考えております。

教育委員会といたしましては、本市の教育目標、『「夢」大きく、「笑顔」輝き、「郷土」を支える人を育てる学びのふるさと横手』のもと、教育諸課題の解決を目指すとともに、教育の一層の充実を図ってまいります。

ここに以上のことを踏まえた平成25年度の教育方針をご説明申し上げます。

教育委員会では、平成25年度、本教育目標具現化のため、「学校教育の充実」、「生涯学習の推進」、「地域文化の振興」、「生涯スポーツの振興」の大きく4つの視点から施策や取り組みを進めてまいります。

初めに、1つ目の視点、学校教育の充実についてであります。

小・中学校において既に全面実施されている学習指導要領では、確かな学力、豊かな心、健やかな体からなる生きる力を育むことが重視されております。このような趣旨を各学校に浸透させて一層の学校教育の充実を図るとともに、家庭、地域社会と連携して望ましい生活や学習の習慣を確立するなど、生涯学習の基礎づくりを行う必要があります。

教育委員会といたしましては、このようなことを踏まえて学校の教育活動をより一層充実させるために教育環境の整備と学校施設の整備に努めてまいります。

1点目は、授業改善の一層の推進による学力向上についてであります。

学校教育の最重要課題である学力向上については、平成24年度に引き続き、本市学校教育全体の研究主題を『「言語活動の充実」による確かな学力の育成』と設定し、小・中学校連携教育を基盤とした学力向上推進事業をより深化・発展させてまいります。具体的には、平成24年度に中学校区を単位として指定した小・中学校6校が、ことしの6月と11月に公開研究会を開催し、市内全小・中学校へ研究成果を発信することにしております。さらに、それと並行して平成25年度新たに2つの中学校区を単位とした小・中学校12校に同様の趣旨の研究指定を行うことで、本市のすべての学校が言語活動にかかわる指導の改善と学力向上を図ることができるよう支援してまいります。

また、実施3年目となる小学校外国語活動は、市内各小学校に定着しつつあるものの、指導体制や指導方法等についてはまだ課題が残っていることから、国際社会に生きる子どもたちの異文化理解を促進し、コミュニケーション能力の素地を養う小学校外国語活動の実践と研修に一層力を入れてまいります。平成25年度も各小学校5、6年生に外国語指導助手、いわゆるALTを年間20時間程度派遣することで実践と研修を充実させるとともに、授業研究を中心とした研修会を年2回開催し、小学校教員が外国語活動の授業実践力を高めることができるよう支援してまいります。

2点目は、関係機関との連携推進に基づく特別支援教育の体制の整備・充実といじめ・不登校等の根

絶を目指した生徒指導の充実であります。

障がいのある子どもたちへの特別支援教育は、学校教育の中でも重要な位置を占めてきました。各学校においては特別支援教育コーディネーターを中心とした支援体制の充実が図られておりますが、より一層個々の教育的ニーズに応じた支援を可能にするため、これまでも配置替えをしている学校生活サポート員を学校の実情に応じて配置いたします。また、月1回横手地域自立支援協議会子ども部会を開催し、情報の共有化を図るとともに、就学サポートファイルを活用した相談支援・就学指導を推進するなどして、就学前から一貫した指導・支援ができる体制を確立してまいります。

生徒指導の充実については、これまでも各学校において「いじめ・不登校等対策委員会」を組織しながら、全校体制でいじめや不登校の未然防止及びその対応等に努めているところです。特に平成24年度全国的に大きな波紋を広げたいじめ問題に関しては、教育委員会といたしましても「いじめはどの子どもにも起こり得る」という認識に立ち、これまでも行ってきた学校訪問指導やいじめ調査等をきめ細かに行うなどして、事態把握に努めてまいります。さらには、各学校が本市教育委員会で作成した生徒指導対応マニュアル、いじめ対応のチェックリストなどを活用して、未然防止を含め、いじめの兆候をいち早く把握し迅速に対応できるよう引き続き指導してまいります。

なお、本市における不登校児童・生徒の出現率は、ここ数年減少傾向にありますが、今後も学校復帰に向けた不登校適応指導教室、南かがやき教室での支援や相談体制の充実を努めてまいります。

また、最近懸案事項となっている児童・生徒の携帯電話、スマートフォン、インターネットなどにかかわるトラブルの未然防止のために、各学校が作成している情報モラル教育年間指導計画に基づいた意図的・計画的な指導実践が推進されるよう継続して指導してまいります。

3点目は、自分の将来を切り開く力や望ましい職業観を育むキャリア教育の充実であります。

社会の一員として自立し、たくましく生きていくことができる児童・生徒を育成するためにも、各学校における教育活動全体を通じて、ふるさと教育との関連を図ったキャリア教育を推進できるよう支援してまいります。また、児童・生徒の発達段階に応じて、系統的に能力や態度を育成するためにも、小・中連携による一貫した取り組みを推進してまいります。

具体的には、次世代ものづくり人材育成事業において、児童・生徒の職場見学・体験等の充実を図ります。これまで中学校ごとに実施を委ねてきた職場体験学習をより充実させるために、新たにキャリア教育研修会を実施して、学校間の共通理解を図ります。研修会では企業人講師を招聘しての講話、指導計画や活動の具体等について情報交換を行う分科会を設定し、教員のキャリア教育に関する意識を高め、具体的な指導方法や効果的な職場体験学習のあり方等について共有化を図ります。さらに各中学校の職場体験学習の質的向上のために、職場体験の場を提供してくれる事業所に体験プログラムや事業所紹介の情報提供を依頼するなどの取り組みを推進してまいります。

4点目は、安全・安心な教育環境の整備であります。

学校教育において、子どもたちの大切な命を守り、安全・安心な教育環境を整備することが何よりも

重要なことであり、平成24年度から中学校において必修化された武道については、本市のすべての中学校が柔道を必修としております。本市においては、これまで授業中の事故の報告はありませんが、引き続き安全対策が確実に講じられるよう、各中学校に対して指導してまいります。

防災対応については、本市教育委員会作成の小・中学校における地震発生時の対応についてのガイドラインに基づく指導を各学校に対して徹底するとともに、本市校長会とも連携して、迅速かつ実効性のある防災対応を推進してまいります。また、各学校において、東日本大震災の教訓を生かした防災教育が展開され、より一層児童・生徒の防災意識や危険回避能力が高まるようにするため、平成24年度に各学校で作成した防災教育年間指導計画に基づく具体的な教育実践及び年間指導計画の継続的な見直し・改善がなされるよう指導してまいります。あわせて、各学校において文部科学省が作成した副読本「知ることから始めよう放射線のいろいろ」などを活用した学習が適切に行われ、児童・生徒が放射線や放射性物質から身を守る方法等について理解を深めることができるよう指導してまいります。

なお、平成23年度から実施しております校庭等の放射線量やプール水における放射性物質の測定検査については、平成25年度も引き続き実施してまいります。

学校給食の安全性については、平成24年度から実施しております給食食材の放射性物質の検査を継続して行い、学校給食の安全・安心の確保に努めてまいります。また、放射性物質の検査結果や給食に使用している使用野菜等の産地についても引き続き市のホームページ等に掲載し、市民の皆様へ情報提供を行ってまいります。

5点目は、学校図書館の活用推進のための研修であります。

各学校において、読書活動はもとより、学校図書館を活用した授業改善が一層推進されるよう、学校図書館研修会の内容をより充実させてまいります。また、学校図書館の機能強化を目指して配置している学校司書補助員については、平成25年度も、複数校兼務を増やすなどして、より一層条件整備を推進してまいります。

6点目は、食育の推進であります。

本市の肥満傾向児の出現率は、小・中学校すべての学年において全国平均を上回っている状況にあります。そこで、平成24年度横手市医師会のご指導をいただき、教育委員会を事務局として横手市小児生活習慣病予防対策会議を立ち上げ、医師会、市長部局の関係課と連携をとりながら、家庭における子どもの食習慣と生活スタイルを見直す新たな事業を展開しております。平成24年度に小学校において実施した調理実習を、家庭での取り組みの動機づけになるよう内容を充実させるとともに、これまでも行ってきた栄養教諭や学校栄養職員による指導を徹底してまいります。

なお、学校給食におきましても、地場産食材の使用拡大に努めるとともに、横手産の食材を使用した市内統一献立による給食を引き続き提供してまいります。あわせて、生産農家の協力を得ながら児童・生徒の地場産食材への興味・関心を高めるなど、食育の推進に取り組んでまいります。

続いて、児童・生徒が安心して学べる環境を整備するための学校施設の整備として、3つの重点を設

定いたしました。

1点目は、学校統合計画の推進であります。

横手北中学校については、横手地区北部3中学校を統合して、4月1日に新校舎で開校を迎えます。

平成27年度開校予定の雄物川地区及び大雄地区統合小学校の学校名については、各校名選考委員会において協議を行い、「雄物川小学校」「大雄小学校」とし、本定例会に横手市立学校設置条例の一部改正を提案したところであります。

平成25年度、雄物川小学校については、新校舎と屋外体育施設の建設工事に着手し、大雄小学校となる田根森小学校については、校舎の増築と大規模改修工事の実施設計を行います。また、平成28年度開校予定の横手地区統合小学校については、基本設計と実施設計を行い、学校名を選定いたします。

なお、平成24年度に入り登下校時の重大交通事故が全国で続発し、通学路の安全対策が大きな社会問題になっております。本市においては、学校統合事業の中で横手明峰中学校と横手北中学校の新しい通学路の安全対策を講じてきましたが、さらに平成25年度は、既存校を含めて通学路整備に関する連絡会議を立ち上げ、学校代表、警察署、県平鹿地域振興局を初め市の関係部局が情報を共有して、計画的に通学路整備と危険箇所改修を推進してまいります。また、現在統合計画が進行しております雄物川、大雄、横手地区の3統合小学校に関しては、各小学校単位に同様の連絡会議を設置し、新しい通学路の安全確保に努めてまいります。

2点目は、市内全小・中学校のコンピュータ教室に備わっている教育用パソコンの更新についてであります。

現在、本市の各学校に備わっているパソコンが更新の時期を迎え、授業の際、機能不足や故障によって利用に支障が出ている状況にあります。そこで平成25年度に各学校にある機器を一新するとともに画像転送機能などを持った授業支援システムを導入します。これにより、快適なICT環境が構築でき、情報教育の充実に寄与できると考えております。

3点目は、学校給食センター統合建設計画の推進であります。

学校給食センターの統合に伴う新センターの建設については、平成24年12月から工事に着手し、平成25年度中の完成を目指しております。また、新センター及び提供校が変更となるセンターの運営体制を整備し、平成26年4月の供用開始に向けた諸準備を進めてまいります。

続いて、2つ目の視点、生涯学習の推進についてであります。

市民の皆様が、「いつでも どこでも だれでも なんでも」学習できるように、生涯学習を推進できる環境づくりに重点を置き、学校や地域社会との連携を図りながら、みんなで学びうるおいのあるまちづくりを目指します。

この目標実現のために、4つの重点を定め推進いたします。

初めに、生涯学習の基礎づくりへの支援であります。

生涯学習の基礎づくりの時期となります子どもたちへの支援については、乳幼児から高校生までの各

世代の発達に合わせ、子どもたちの豊かな情操と心身の健全な育成のため、自然・芸術文化・レクリエーションなどの各種体験授業を行っております。長期休業中の子どもの居場所づくりと体験活動を行う放課後子ども教室の拡充や、父親向け子育て講座の開催などに取り組みます。

なお、ジュニアリーダーの育成や学校支援ボランティア活動の推進を図り、育成団体と連携しながらいろいろな遊びの提供や友好都市小学生交流授業なども実施し、地域・学校・行政が一体となった子どもたちへの学びの支援を進めてまいります。また、子どもの読書活動については、平成25年度内に横手市子ども読書活動推進計画を策定し、乳幼児期から読書習慣を身につけられるよう推進してまいります。

2点目は、学習機会の提供と学びの支援であります。

市民一人一人のニーズに応じた学習機会の充実のため、身近な学びの場である公民館や生涯学習センターなどでの各種講座の開催、サークル活動や市民の自主的な活動の支援を行います。また、平成26年度に「第29回国民文化祭・あきた2014」の開催を控え、すぐれた舞台芸術に触れる機会の提供や芸術文化活動の活発化、芸術文化団体の交流を促進し、市民の学びへの関心が高まるよう市民ステージ祭など発表の機会の充実を図ります。

3点目は、学習の場と推進体制の整備であります。

市町村合併により、広範囲に多様な学びの場の提供が可能になりましたが、類似施設が多く、特に施設の老朽化が進んでいることから、施設の統廃合を含め計画的な改修整備が必要となってきました。

平成25年度には、社会教育施設等の設備機器取り替えや屋根改修工事などを予定し、学びの場の環境改善に努めます。加えて、公民館活動についても、市民協働によるまちづくり活動との連携を進め、総合的な地域づくりの拠点として、地域コミュニティ活動も展開できるよう公民館機能の見直しが必要となってきました。地域の方々、関係団体などのご意見をお聞きしながら地区交流センター化に向けた機能の見直しを進めてまいります。

4点目は、図書館の充実であります。

市民の学習活動拠点である市立図書館においては、学習活動の支援を一層充実できるよう、市民のニーズを把握しながら、教養や趣味のための読書を支援することのみならず、地域づくりや健康維持・推進、介護、子育てなどの暮らしの課題を解決するための資料充実に努めてまいります。

続いて3つ目の視点、地域文化の振興についてであります。

地域に根差した文化的資産を適切に保護、管理、周知し、地域の皆様に郷土を愛し、誇りを持っていただくとともに、あわせて地域づくりの資源として文化財を生かした施策を展開してまいります。また、国民文化祭を視野に入れた新たな文化の創造を促し、あわせて地域文化の振興に寄与することを目的に、次の3つの重点に取り組み、進めてまいります。

1点目は、後三年合戦関連遺跡の調査並びに保存活用であります。

後三年合戦関連遺跡の一つであります金沢柵の国史跡指定を目指した陣館遺跡の発掘調査については、平成22年度に策定した第2次5カ年計画に基づき、柵跡の位置と範囲の特定を図るため、平成25年度も

引き続き調査を行ってまいります。また、後三年合戦関連遺跡の活用については、世界遺産平泉との関係性や最新の研究動向などをわかりやすく紹介し、市民の皆様に対しさらに関心を高めていただくような内容の拡充を図り、引き続き後三年合戦シンポジウム及び公開講座等を開催いたします。また、史跡を活用した地域振興については、市産業経済部など関係機関との連携を図り進めてまいります。

2点目は、文化遺産の保護と活用であります。

引き続き、横手市文化財保護協会連絡協議会など関係団体と連携し、文化的資産の調査、保護及び活用に努め、文化財として価値の高いものについては、文化財指定や国登録文化財に向けた手続を進めてまいります。また、各資料館の常設展示及び特別展のさらなる充実を図るため、新たな資料の収集を行うとともに県内外の博物館などとも連携を図り、その活用に努めてまいります。さらに、増田地区の伝統的建造物群については、平成25年度の重要伝統的建造物群保存地区選定を目指し、市長部局と連携を図り進めてまいります。

3点目は、芸術文化の振興についてであります。

芸術文化活動の拠点であります市民会館や各地域の文化施設を中心に、市民の皆様に対し芸術文化活動の支援を行います。また、国民文化祭開催への取り組みについては、今後の地域文化振興につなげられるように市民の皆様、各種文化団体など幅広く連携し進めてまいります。

続いて4つ目の視点、生涯スポーツの振興についてであります。

スポーツをキーワードに元気なまちづくりと地域の活性化、生涯を通じた豊かなスポーツライフづくり、競技力の向上などのスポーツ振興を市民と一体となって推進するために、「いつでも どこでも だれでも いつまでも」スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指してまいります。

そのために、次の3つの重点を設定いたしました。

1点目は、スポーツの機会の提供についてであります。

トップリーグによるバスケットボールやバドミントンなどの大会の開催や大学等のスポーツ合宿誘致に積極的に取り組みます。スポーツイベントの企画運営等にもスポーツのまちづくり実行委員会が中心となってかわり、市民がさまざまな形でスポーツに触れ合う機会の提供を図ります。また、本年度も引き続き、「横手わか杉カップ」や「チャンピオンズカップ横手」等の開催についても、関係機関及び関係団体と連携を図りながら取り組んでまいります。

2点目は、スポーツ組織の育成支援についてであります。

横手市スポーツ推進委員が中心となり、市内4地域で開催されております住民総参加型のスポーツイベント、「チャレンジデー」については、全市を挙げて参加を目指してまいります。また、総合型地域スポーツクラブの設立支援や、法人化に向けて準備を進めている横手市体育協会についても、教育委員会として自立に向けた活動を積極的に支援してまいります。

3点目は、スポーツ施設・空間の提供についてであります。

市民のニーズに応じた改修整備を計画的に進め、施設の長寿命化に向けた維持管理を行い、充実した

環境整備に努めてまいります。

以上、教育方針についてご説明を申し上げました。

教育に対する市民の皆様の大きな期待にこたえ、新しい時代を切り開き、横手市の未来を担う人材育成に全力で取り組んでまいり所存でありますので、市民の皆様並びに議員各位のご理解、ご協力を切にお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午後 1 時 10 分といたします。

午後 0 時 0 3 分 休 憩

午後 1 時 1 0 分 再 開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎報告第 1 号～報告第 6 号の上程、質疑

○佐藤清春 議長 日程第 6、報告第 1 号専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）より、日程第 11、報告第 6 号専決処分の報告について（市内の児童が他市の保育所を使用することに関する協議について）までの報告 6 件を一括議題といたします。

専決処分の報告については説明を省略することとし、ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

これで、報告第 1 号より報告第 6 号までの 6 件の報告を終わります。

◎承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第 12、承認第 1 号専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度横手市一般会計補正予算（第 9 号））を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第 1 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって承認第 1 号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

○石山清和 財務部長 ただいま議題となりました承認第 1 号専決処分の承認を求めることについてを

説明いたします。

議案書の15ページをごらんいただきたいと思います。

本件は、平年を大きく上回る昨年12月からの降雪に適切に対応するため、幹線道路並びに生活道路などの除排雪経費の増額補正が必要と判断し、平成25年1月11日付で平成24年度一般会計補正予算（第9号）について専決処分を行いましたので、地方自治法の規定により議会へ報告し承認を求めるものでございます。

それでは、補正予算議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ535億6,327万8,000円に定めようとするものでございます。

内容でございますが、5ページをお開きください。

まず、歳出でございますが、8款土木費、2項道路橋梁費、5目雪対策費に除雪費として5億円の計上でございます。

次に、歳入でございますが、同じく5ページの上段のほうをごらんいただきたいと思います。

上段にありますとおり、財政調整基金繰入金に同額を措置し、収支の均衡を図っておるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第1号を採決いたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第13、議案第1号横手市議会基本条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第1号については、趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第1号については、出席者全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとしてただちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議会案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第14、議会案第2号横手市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第2号については、趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第2号については、出席者全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとしてただちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第15、議案第1号横手市市民農園設置条例を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第1号横手市市民農園設置条例についてご説明いたします。

17ページをお開きください。

現在、村づくり交付金事業で整備中であります平鹿町醍醐地内の平鹿地域市民農園を4月から開設するに当たりまして、管理運用規定で運営しております黒川地域の横手地域インカレッジ市民農園を含めまして設置するため、条例を制定したいので地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして、議会の議決を求めようとするものでございます。

次のページ、18ページをお開きください。

第1条で市民農園の設置を、第2条で名称と位置を定めております。

横手地域インカレッジ市民農園は、横手市黒川字富士見1番地に1区画20から36平米の農園65区画を有してございます。

平鹿地域市民農園は、横手市平鹿町醍醐字沢口169番地に1区画32平米の農園35区画を有し、トイレや駐車場も整備されてございます。

第3条の使用料ですが、次のページの別表の記載のとおり横手地域では1区画1年間で1,000円から1,500円、平鹿地域では2,000円としようとするものでございます。

使用料の違いでございますけれども、平鹿地域市民農園には専用の水洗トイレや駐車場が整備されているということで、その利便性や維持管理費のかかり増しなどを考慮いたしまして、金額に差がございます。

また、第4条では使用料の減免を、第5条では使用料の不返還を、第6条では損害賠償義務を定めてございます。

附則では、この条例は平成25年4月1日から施行すると定めております。

以上、説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

14番堀田賢逸議員。

○14番（堀田賢逸議員） 今の説明で、新しくできる平鹿のほうは水洗トイレとか駐車場があるから面積は少なくとも使用料が2,000円だと、そういう説明がありました。そうすれば、逆に今までの黒川のほうにある市民農園には、これから水洗トイレや駐車場は、そこら辺はどう考えているのかお願いします。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 現在、近くにありますが黒川公民館のオアシス館が近くにございまして、そちらの方をご利用されているようでございます。今のところ、こちらのほうについてはトイレ等の整備については考えてございません。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業経済常任委員会に付託いたします。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第16、議案第2号横手市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。大雄地域局長。

○鈴木康和 大雄地域局長 ただいま議題となりました議案第2号横手市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

20ページをお開きください。

提案理由であります。平成24年3月で閉校となった大雄中学校の跡地利活用について、地域づくり協議会での検討結果を受けまして、旧体育館等を大雄地域のコミュニティ施設として活用するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

次のページをお開きください。

旧大雄中学校の体育館、特別教室棟及びグラウンドについて、広く市民のスポーツ活動やコミュニティ活動などに使用してもらうため、第2条に大雄コミュニティ交流センターを追加するものです。

位置は、横手市大雄字狐塚262番地であります。

また、別表（第3条関係）の使用料につきましては、22ページの下段からになります。2として大雄コミュニティ交流センターを追加し、体育館及び交流施設の使用料を定めております。

なお、使用料につきましては、同様の機能を持つ大雄農業トレーニングセンターを参考としまして、同施設と同額としております。

附則では、施行日を平成25年4月1日としております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第17、議案第3号横手市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第3号横手市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案の26ページをお開き願ひます。

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴ひまして、関係部分の整理を行うため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

27ページにお進み願ひます。

横手市特別職報酬等審議会条例の一部を次のように改正するもので、第2条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改めるものです。

附則では、この条例は交付の日から施行し、またこの条例による改正後の横手市特別職報酬等審議会条例の規定につきましては、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から適用するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

26番塩田勉議員。

○26番（塩田勉議員） この政務活動費についてですが、実は秋田の県議会でも問題になっておりまして、政務調査から活動費に変わるといふことで活動範囲が広がるのではないかとこのふうに思ひますが、市長はそこら辺どのように考へているのかお答えいただきたいと思ひます。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 今までもこの旧来の政務調査費については、その使い方において議員によってかなり個人差があるといふことを伺っているところでござひまして、そういう意味ではルールはあるにしても、まだまだ統一された使い方の積み重ねと申しますか、まだなされていないのかなといふふうに思ひるところでござひまして、そういう意味ではこのたび名称が変わって範囲が広がるといふことでござひますが、その実態を見る中で検討すべきことではないかなと、現時点ではそのように考へております。

○佐藤清春 議長 26番塩田勉議員。

○26番（塩田勉議員） 実は、全国の市議会の議長会で、全国で研修会が毎年行われております。実は

青森で開催する際に横手市でも応募したんですが、残念ながら人数の制限がありましてできなかったということもあります。できれば全員が参加したいというようなことで申し込んだわけですが、残念ながら人数制限があつてかなわなかったということで、実は政務調査費で今までいろんな研修をさせてもらいました。それなりに私は大きな成果があつたんだろうというふうに思います。できればそういうことも含めて、多分この活動費の中にはそういうことも中に入っているんだろうというふうに思うんですが、なかなかそれが実際に実現は今の状態では不可能であると。本来であれば、やはりこれだけ、市議会といえども全国的な連携のもとで議会運営されているわけですので、そこら辺もぜひ市長には認識いただいて、これから今一步前に進むような対応をとっていただきたいというふうに思うわけですが、今一度お願いしたいと思います。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 確かに全国的な情報交換の場だとか、あるいは大変地方自治体の業務も複雑かつ高度化してございまして、そういう意味では運営にかかわる議員の皆さんの研修の場というのは今までよりもはるかに広がってきているし、あるいはこれから意図して広げていく必要があるだろうということは認識をいたしております。そういう中で、まだまだこれが新しく動き出すのはこれからでございますので、そういう他市の動向等も、あるいは他議会等の動向等も我々なりに情報収集させていただきながら、これは議員の皆さんとキャッチボールする話でもあろうかなというふうに思いますので、そういう中で新しいそういう名称は政務活動費ではありますけれども、これにこだわる必要があるかどうかということも含めて検討していくことではないかなと思っております。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第18、議案第4号横手市児童館設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第4号横手市児童館設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の28ページからとなります。

本案は、平鹿地域の下郷児童館を廃止するため現行条例の一部を改正することについて、本議会の議決を求めようとするものでございます。

29ページをごらんください。

下郷児童館は、平成21年4月から平鹿町四ツ屋自治会に指定管理しておりますが、平成24年11月27付で四ツ屋自治会のほうから当該児童館の払い下げの申し出がございました。

下郷児童館は、主に地域の集落会館としての利用実態でございまして、昭和44年の建築から既に43年を経過しており、秋田県の児童館整備台帳からも抹消されている状態なことから、下郷児童館を横手市児童館設置条例から削り、支援団体に無償譲渡しようとするものでございます。

なお、本条例の附則におきましては、施行日を平成25年4月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第19、議案第5号横手市障害者介護給付審査会の委員の定数等を定める条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第5号横手市障害者介護給付審査会の委員の定数等を定める条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の30ページからとなります。

本案は、障害者自立支援法の一部改正により、本市の現行条例の一部を改正する必要性が生じたことから、本議会の議決をお願いするものでございます。

31ページをごらんください。

障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正され、平成24年6月27日公布され、平成25年4月1日の施行となりました。

このため、第1条から第3条に定めるとおり横手市障害者介護給付審査会の委員の定数等を定める条例及び横手市障害者支援施設設置条例並びに横手市障害者グループホーム設置条例の条文中、障害者自立支援法と規定しておる部分を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めよ

うとするものでございます。

なお、附則におきましては、施行日を平成25年4月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第20、議案第6号横手市集落多目的共同利用施設等設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第6号横手市集落多目的共同利用施設等設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

32ページをお開きください。

雄物川地域の船沼地区に多目的集落集会所を新たに設置するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして、議会の議決を求めようとするものでございます。

次のページ、33ページをお開きください。

別表第1に名称、横手市船沼多目的集落集会所、住所、横手市雄物川町薄井宇船沼東203番地を加えるものでございます。

施行日を平成25年4月1日としております。

以上、説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業経済常任委員会に付託いたします。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第21、議案第7号横手市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第7号横手市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の34ページでございます。

提案理由でございますが、平成24年12月12日に道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成25年4月1日から施行されることになりました。この改正に伴いまして、太陽光発電設備及び風力発電設備が道路占用許可対象物に位置づけられることになりましたので、市においてもこれらの物件に係る占用料を定めることとしたものでございます。このため、現行条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、内容についてご説明いたしますので、35ページをお開き願います。

本条例は、横手市道路占用等に関する条例の一部を次のように改正しようとするもので、別表の一部を改正しております。

37ページをお願いいたします。

改正された箇所でございますが、中段の第7条第2号に係る工作物について、これが太陽光発電設備及び風力発電設備のことでございますが、新規にこの項目を追加するものでございます。これらの工作物につきまして、占用料を専用面積1平方メートルにつき国・県と同様に1年間で1,000円と定めるものでございます。

そのほか、法改正に伴う所要の文言等の修正を行ってございます。

附則では、施行日を平成25年4月1日と定めてございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

14番堀田賢逸議員。

○14番（堀田賢逸議員） これ、よくわからないので質問するんですけども、今の37ページ、今説明したところの下のところは1年間に1,000円と、その下が一月に200円っていうことになっているけども、これもやっぱり単位は一月でいいんですか。

○佐藤清春 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 ご指摘のとおり一月当たりでございます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第22、議案第8号横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第8号横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の41ページからでございます。

提案理由であります。都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴い、現行条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

同法でございますが、平成24年12月4日に施行され、地球温暖化防止対策として省エネルギー化や断熱化により二酸化炭素の排出を抑制する建築物、同法では低炭素建築物と呼んでございますが、この住宅の普及を促進すること、また都市機能の集約や、それと連携した公共交通機関の利用促進などを目的として制定されたものでございます。同法では、この低炭素建築物の新築等を行った場合に、所得税の減税や容積率の緩和などの優遇措置が受けられることになってございます。建築主がこれらの優遇措置を受けるためには、同法に基づく計画の認定を受ける必要があり、所管行政庁である市に認定のための申請手続をする必要がございます。

今回の改正は、市が行いますこれらの認定に要します役務に係る経費について、役務の提供を受ける認定申請者から手数料として納めてもらおうとするものでございます。

このことから、低炭素建築物の認定に係る事務手数料について条例に規定しようとするものでございます。

内容については、次のページ、42ページをごらんいただきたいと存じます。

主な改正点であります。中ほどにございますように現行条例第8条を第9条とし、第4条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に1条を加えるものでございます。

新たな第4条として、低炭素法の規定による手数料の種類及び額についての規定を設け、手数料を徴収する事項及び額について、別表第7に定めるものでございます。

手数料につきましては県と同様でございます。

附則では、施行日を平成25年4月1日と定めてございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

29番高橋勝義議員。

○29番(高橋勝義議員) わからないから聞きます。低炭素住宅っていうことは言ってみればオール電化とかそういうのですかということ、まず1つ。それと、そういういわゆる低炭素住宅をするための許可を受けるために手数料かかるという、そういう意味ですか、2つまず。

○佐藤清春 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 ご指摘のとおり、低炭素住宅と申しますのは、先ほどご説明しましたように、住宅の省エネルギー化、またオール電化もその類いでございますが、省エネルギー化でありますとか、壁

の断熱を高める等によりまして二酸化炭素の排出を抑制する住宅ということでございます。

2点目の手数料につきましては、実際にその認定により受益されます建て主さんからその役務に係る経費についてご負担を願おうとするものでございまして、これにつきましては県においても同様の措置がとられてございます。

○佐藤清春 議長 29番高橋勝義議員。

○29番(高橋勝義議員) いわゆる低炭素住宅をつくるんだと。そのためには、その許可をもらうために手数料がかかるんだと。それが認定されると税金が安くなるんだと。そこまではわかります。じゃ、認定された場合税金とこの手数料とではどっちが安いんですか。安いっていうか、税金が免除される、手数料はかかる、その差額、せっかく認定されたけれども、この手数料かかれば、例えば手数料のほうが高かったとなれば認定されなくてもいいっていうことになるんですけれども、その辺はどうなっていますか。

○佐藤清春 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 大変申しわけございません。その部分に関しての資料をただいま持ち合わせてございませんので、後ほどお知らせするというところでお願いしたいと思います。

○佐藤清春 議長 29番高橋勝義議員。

○29番(高橋勝義議員) ということは、低炭素住宅をつくるために、せっかく認定するために許可もあって、許可もらうために手数料かかるんだと。じゃ、許可もらえば税金がどの程度免除されるかわからないんですけれども、その免除される部分と手数料とどっちが高くて、どういうふうな免除の方法になっているのかというのはわからないんです。それは後でもいいです。

○佐藤清春 議長 財務部長。

○石山清和 財務部長 認定省エネ住宅というふうな呼び方をされておまして、これに対する特例措置が創設されております。所得税と個人住民税が平成25年12月31日までの期間の中で減免されるというふうな内容でございます。ただ、これが控除期間という期間が設けられておまして、いわゆる居住した年、平成24年、ことし平成25年だとすれば向こう10年間でありまして、3,000万円の住宅だとすればその1%を控除するというふうな内容になってございます。さらに限度額的なものも設定されているようございまして、いずれこの省エネ住宅を推進する内容ございまして、これに対する所得税、個人住民税の減税が平成25年12月末まで行われるというふうな内容でございます。

○佐藤清春 議長 29番高橋勝義議員。

○29番(高橋勝義議員) ということは、省エネ住宅が認定されると、いわゆる免税のほうが安くなるということですね、手数料よりは。

○佐藤清春 議長 財務部長。

○石山清和 財務部長 控除率が1%でございますので、3,000万円の住宅とすれば30万円でございますので、そういったことから多分、建築住宅のほうの手数料よりははるかに安いだろうというように推測

できます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第23、議案第9号横手市立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 ただいま議題となりました議案第9号横手市立学校設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

50ページをお開きください。

本案は、子どもたちの教育環境整備と適正規模の学校再編を目指した小学校統合を行うため、現行条例の一部を改正しようとするものであります。

続きまして51ページをお開きください。

改正の内容であります。横手市立学校設置条例の別表第1の横手市立雄物川北小学校、同じく横手市立南小学校、横手市立福地小学校の項を横手市立雄物川小学校、住所は横手市雄物川町今宿字鳴田35番地に、また横手市立田根森小学校、横手市立阿気小学校の項を横手市立大雄小学校、住所は横手市大雄字田根森50番地に改めるものであります。

なお、附則では施行期日を平成27年4月1日というふうになっております。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第24、議案第10号横手市土地開発基金条例を廃止する条例を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○石山清和 財務部長 ただいま議題となりました議案第10号横手市土地開発基金条例を廃止する条例につきましてご説明いたします。

議案書の53ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、横手市土地開発基金を廃止するため、横手市土地開発基金条例を廃止しようとするもので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、土地開発基金の設置目的は事業の円滑な執行を図るため公共の用に供する土地並びに公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得するものでございまして、継続的な今日の土地価格の下落並びに横手市土地開発公社解散の経緯からも、本基金の役割は終了したものと判断したところでございます。よって、本基金条例を廃止する条例を提案するものでございます。

なお、土地開発基金の状況でございますが、基金残高は10億5,023万2,459円でございます。その内訳でございますが、現金が3億7,111万9,303円、土地が6億7,911万3,156円でありまして、土地の面積は71万2592.47平米でございます。

基金廃止後の取り扱いについてでございますが、現金につきましては一般会計への繰り入れ、いわゆる財政調整基金への積み立てを予定してございます。また、土地につきましては所管課に移管いたしまして、現状等をかながみて普通財産あるいは行政財産というふうな区分を行いまして対応していくというふうを考えてございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第25、議案第11号横手市きのご培養センター設置条例を廃止する条例を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第11号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号については委員会に付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第11号横手市きのご培養センター設置条例を廃止する条例についてご説明いたします。

55ページをお開きください。

提案理由でございますけれども、この施設は大森町町田にありますシイタケの菌床ブロック生産施設

で旧大森町が平成7年から9年並びに12年の4カ年で国庫補助金を利用いたしまして建設した施設でございます。培養棟が3棟、作業棟などのほか内部に設備を有しております、現在農事組合法人横手市大森町きのこセンターが指定管理を受けて管理運営を行っております。

このたび利用組合の経営の向上、また利用生産者の経営安定に資するため、利用組合から譲渡要望がありました。

市といたしましては、法人所有の施設として責任を持って自己管理、運営することが望ましいとの考えから横手市きのこ培養センターを廃止するため、現行条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして、議会の議決を求めようとするものでございます。

次のページの附則では、施行日を平成25年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第26、議案第12号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 ただいま議題となりました議案第12号公の施設の指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。

57ページをお開きください。

本案は、地方自治法第244条の2第3項及び横手市天下森スキー場設置条例第10条の規定により、横手市天下森スキー場の指定管理者を指定したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

この一覧表の中に、施設の名称でありますけれども、横手市天下森スキー場、それから指定する団体の名称は株式会社天下森振興公社、指定の期間は平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間です。

以上、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第27、議案第13号市道路線の廃止についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第13号市道路線の廃止についてご説明申し上げます。

議案書の58ページをお願いいたします。

本案は、道路法第10条第1項の規定により、市道路線を次のとおり廃止しようとするもので、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

今回廃止をお願いする路線でございますが、次のページをお開き願います。

横手市三本柳字北ノ町110番地を起点とし同じく猪岡字長瀬37番地1を終点とする三本柳森崎線ほか8路線についてであります。

初めに、三本柳森崎線であります。市道条里跡般若寺線の拡幅改良に伴い終点に変更が生じたことから、一旦廃止をし、改めて市道認定しようとするもので、延長並びに幅員については記載のとおりでございます。

次の朝倉町東西線は、開発行為により道路が新たに築造されたことから、道路延長と終点を変更するために、一旦廃止をしようとするものでございます。

東町線については、県道野崎十文字線のバイパスが完成したことにより、旧県道部の振り替え路線として当該路線を県道に移管するため、市道の廃止を行うものでございます。

堀田北M4線は、M4幹線排水路にかかる橋梁を農道橋として整備することに伴い、廃止するものでございます。

福田沼下西線は、県道野崎十文字線のバイパス完成に伴う終点変更が生じたことから、一旦廃止をし、再度市道として認定を行うものでございます。

抱合3号線は、横手明峰中学校への通学路として道路改良を行うために一旦廃止をし、再度認定を行うものであります。

宝竜線につきましては、道路改良の進捗に伴う終点変更が生じたことから一旦廃止をし、再度認定を行うものでございます。

西下2号線は、開発行為に伴う道路築造がなされたことから一旦廃止し、再度認定を行うものでござ

います。

最後の走附線は、当該路線を林道として整備する必要が生じたので、廃止をするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第28、議案第14号市道路線の認定についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第14号市道路線の認定についてご説明申し上げますので、議案書の61ページをお開き願います。

今回認定する路線であります。三本柳森崎線を初め9路線を市道として認定することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

初めに、路線番号101204号三枚橋10号線ですが、三枚橋地区土地区画整理事業により整備された道路の新規認定でございます。

次の猪岡山神下線は、開発行為に伴い築造された道路の新規認定であります。

それ以外の7路線につきましては、先ほどご審議いただきました議案第13号で一旦廃止をした路線ですが、延長の増減や幅員の変更をした上で再度認定をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第29、議案第15号秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 議案書の62ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました議案第15号秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてご説明

いたします。

提案理由ですが、住民基本台帳法の一部改正に伴いまして、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する関係市町村との協議について、議会の議決を求めるものであります。

なお、この項目の議案につきましては、昨年の6月に一度議決をいただきましたが、総務省の指摘で広域連合の改正案に一部誤りがありまして、正しいものに改めまして再度議決を求めるものであります。

次の63ページをお開きください。

改正の内容は、外国人住民を住民基本台帳の適用対象とするために、別表の第2から該当項目を削るものであります。従前に誤っていた部分は附則の部分でありまして、「秋田県知事の許可のあった日から」という部分を「知事に届け出をした日から」に改めて議決をお願いするものです。

また、変更の根拠法令も地方自治法第291条の3「第1項」を「第3項」として提案するものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生委員会に付託いたします。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第30、議案第16号平成24年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第16号平成24年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更についてご説明いたします。

64ページをお開きください。

平成24年度横手市市営温泉施設特別会計への平成24年度横手市一般会計からの繰入額「1億7,775万5,000円以内」を312万9,000円追加いたしまして「1億8,088万4,000円以内」に改めることについて、議会の議決を求めようとするものでございます。

主な内容は、大森健康温泉で真空ヒーターを取り替える経費に充てるものでございます。

詳しくは温泉特別会計の補正予算で説明をいたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業経済委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

再開時間は午後 2 時15分といたします。

午後 2 時 0 5 分 休 憩

午後 2 時 1 6 分 再 開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議案第 17 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第31、議案第17号平成24年度横手市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○石山清和 財務部長 ただいま議題となりました議案第17号平成24年度横手市一般会計補正予算（第10号）についてご説明申し上げます。

それでは、議案書の 1 ページをごらんいただきたいと思います。

第 1 条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 億 1,678 万 6,000 円を減額いたしまして、補正後の総額を 526 億 4,649 万 2,000 円に定めようとするものでございます。

第 2 条、継続費の補正でございますが、8 ページのほうをお開きいただきたいと思います。

第 2 表、継続費補正のとおり廃棄物処理統合施設整備事業について、コンサルタントによる事業者契約支援業務が平成25年度まで延長されたことに伴い、設定期間並びに年割額を変更しようとするものでございます。

第 3 条、繰越明許費の補正でございますが、9 ページのほうをごらんいただきたいと思います。

10 ページにまたがってございますが、第 3 表、繰越明許費補正のとおり、雄物川保健センター再生可能エネルギー等導入事業など 17 事業を追加し、10 ページ記載のとおり地方道路交付金事業を変更しようとするものでございます。

次に、債務負担行為の補正であります。11 ページをお開きいただきたいと思います。

第 4 表、債務負担行為補正のとおり、天下森スキー場指定管理委託について追加し、平成24年度奨学資金貸付金について限度額を変更しようとするものでございます。

続いて、第 5 条の地方債の補正でございますが、12 ページから 13 ページにかけて記載してございます。第 5 表をごらんいただきたいと思います。

地方債補正のとおり、公有林整備事業について廃止し、次世代育成支援対策施設整備事業など 27 事業について発行限度額を変更しようとするものでございます。

それでは、歳入歳出の主な内容につきましてご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、事業費の精査並びに決算見込みによる減額と、このことに伴う財源振替

などが行われている内容でございます。

初めに、歳出、主な内容につきまして30ページをお開きいただきたいと思ひます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に一般職人件費として894万6,000円を計上してごひます。これは、職員の退職手当特別負担金の増額によるものでごひます。

同じく7目企画費で、企画費計上分として2,032万円を計上してごひます。これは、平成23年度から2カ年の事業である横手市住民生活に光を注ぐ基金の基金事業終了に伴う国庫返還金でごひます。

同じく7目で生活バス路線運行費補助事業といたしまして1,090万5,000円を計上してごひます。これは、国・県並びに市単独の補助金額確定に伴う補正でごひます。

31ページをごらんいただきたいと思ひます。

同じく2項徴税費、1目税務総務費でごひますが、税務計上分を2,352万7,000円減額してごひます。これは、決算見込みによります過誤の納付金などの減額でごひます。

続いて33ページをお開きいただきたいと思ひます。

3款民生費、1項社会福祉費、6目社会福祉施設費で、介護老人保健施設特別会計繰出金として500万円を計上してごひます。これは、介護報酬の改定によります歳入減に伴う繰出金でごひます。

続いて34ページをごらんいただきたいと思ひます。

同じく7目国民健康保険費で、国民健康保険特別会計繰出金を1億3,488万7,000円を減額してごひます。国民健康保険事業の実績見込みによる繰出金の減額でごひます。

続いて35ページをごらんください。

同じく2項児童福祉費、3目子ども手当費で、子ども手当給付費及び子どものための手当給付費を合計で7,817万円減額してごひます。これは、年間所要見込額の確定に伴う減額でごひます。

続いて36ページをお開きいただきたいと思ひます。

同じく3項生活保護費、2目扶助費で、一般扶助費として5,844万8,000円を減額してごひます。これは、実績見込みによる減額でごひます。

続いて4款衛生費、1項保健衛生費、2目予備費で、ワクチン接種緊急促進事業2,126万9,000円を減額してごひます。こちらのほうは、接種見込者数の減による減額でごひます。

続いて37ページをお開きいただきたいと思ひます。

同じく6目後期高齢者医療広域連合で、後期高齢者医療特別会計繰出金を3,492万6,000円減額してごひます。基盤安定負担金額の確定などによる減額でごひます。

続いて38ページをお開きください。

同じく3項水道費、1目上水道費で、上水道事業費を合計で1億1,496万円減額してごひます。これは、繰出基準の確定見込みによる補助金並びに出資金の減額でごひます。

同じく4項病院費、1目病院事業費で4,545万5,000円を計上してごひます。普通交付税の確定などに伴う病院事業への負担金でごひます。

続いて40ページをお開きいただきたいと思います。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費で、産地収益力向上推進事業を3,817万5,000円減額してございます。これは、事業費の確定による精算に伴う減額でございます。

同じく3目で強い農業づくり交付金事業といたしまして、5,706万円を計上してございます。これは、雄物川地域に建設中のJ Aカントリーエレベーターの建設費に係る市単独補助金でございます。

次に、41ページをごらんください。

同じく8目農地費で、集落排水事業特別会計繰出金を2,408万9,000円減額してございます。事業費の確定による減額でございます。

少し飛びまして43ページ、ごらんいただきたいと思います。

7款商工費、1項2目商工業振興費で、企業振興対策費を2,500万円減額してございます。こちらのほうも実績見込みによる減額でございます。

同じく5目温泉観光施設費で、市営温泉施設特別会計繰出金として312万9,000円を計上してございます。これは、大森健康温泉の工事費に係る繰出金でございます。

同じく鶴ヶ池荘費でございますが、410万2,000円を計上してございます。鶴ヶ池源泉井戸の損傷に伴う売上損失に係る補填としての負担金補正でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費で、地方道路交付金事業を8,470万円減額してございます。事業費の精算見込みによる減額でございます。

44ページをお開きください。

同じく5目雪対策費で、除雪機械購入費を5,807万5,000円減額してございます。社会資本整備総合交付金の減並びに契約差金による減額でございます。

同じく4項都市計画費、3目街路事業費で、地方道路交付金事業を5,746万1,000円減額してございます。社会資本整備総合交付金の交付見込みによる減額でございます。

続いて45ページをごらんください。

9款消防費、1項1目常備消防費で、常備消防施設等整備事業を4,916万6,000円減額してございます。これは、消防ポンプ自動車の補助事業を申請してございましたが、残念ながら平成24年度で不採択ということで、平成25年度の当初のほうへ計上しようということでの減額補正でございます。

続いて46ページをお開きください。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費で、小学校統合事業を7,619万6,000円減額してございます。雄物川地区小学校統合事業の決算見込みによる減額でございます。

47ページをごらんください。

同じく3項中学校費、1目学校管理費で、中学校統合事業を3,000万円減額してございます。横手地区中学校統合事業の決算見込みによる減額でございます。

続いて49ページをお開きいただきたいと思います。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費で、道路橋梁災害復旧事業を3,282万2,000円減額してございます。事業費の精査による減額でございます。

同じく2目河川災害復旧費で、河川災害復旧事業を4,699万6,000円減額してございます。これも事業費の精査による減額でございます。

12款公債費、1項1目元金で、公債償還元金として550万円を計上してございます。これは、支払元金の増額によるものでございます。

同じく2目利子でございますが、公債償還利子を5,250万円減額してございます。これは、当初予算計上時では事業費及び起債額とも予定額のため、事業費並びに起債額の確定に伴い、償還利子が確定することなどによる減額補正でございます。

50ページをお開きください。

13款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費で、土地開発公社貸付金を7,700万円減額してございます。これは支出額の確定による減額でございます。

同じく2項基金費、1目財政調整基金費で、財政調整基金積立金を3億7,321万3,000円計上してございます。土地開発基金の廃止に係る現金分などの積立金の補正でございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので16ページのほうへお戻りいただきたいと思っております。

1款市税では、3億3,587万円を計上してございます。これは、法人市民税などの増収によるものでございます。

14款ごらんいただきたいと思っております。国庫支出金では3億3,395万3,000円を減額してございます。これは社会資本整備総合交付金、それから子ども手当及び子どものための手当交付金、それから生活保護費負担金の減額などによるものでございます。

続いて15款県支出金では、1億6,709万1,000円を減額してございます。これは農業夢プラン応援事業費補助金、それから国保基盤安定負担金、後期高齢者医療基盤安定負担金の減などによるものでございます。

16款財産収入では、1億7,253万9,000円を計上してございます。これは、普通財産の売払収入などによるものでございます。

21款市債では、4億3,140万円を減額してございます。合併特例債事業費などの市債に係る事業費の精算や決算見込みによる減額などによるものでございます。

18款に戻りまして、繰入金で、財政調整基金に繰入金など4億5,618万円1,000円を減額し収支の均衡を図ってございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） 生活バス路線運行費補助事業についてですけれども、先ほどの説明によります

と、その確定による増額ということでしたけれども、このバス事業の補助金は公共性があるということで、県やさまざまなどころから当初予算でたしか1億円ほどの補助金を既に出していると思いますけれども、この補助、確定によるということの確認ですけれども、これは何ていうか、よもやその相手方の経営状況による確定による補助金ではないと思うんですけれども、確認の意味で質問いたします。

○佐藤清春 議長 経営企画課長。

○高橋嘉 総務企画部経営企画課長 生活バス路線の補助につきましては、平成24年度の事業費が確定したものを受けまして、事業費をこのたび精査して確定したものでございます。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） その事業費の確定という意味がわからなくて質問しているわけですが、あらかじめ何というか、その恐らく相手方とかのいろいろ協議のもとで、そのバス運行会社に対して公共機関ということで補助金を出しているものと思いますけれども、今、この3月末で事業の確定という意味がちょっとわからないので質問したわけですが、お願いいたします。

○佐藤清春 議長 経営企画課長。

○高橋嘉 総務企画部経営企画課長 国庫補助でありますと、経常収支の不足分あるいは乗車密度というその積算の要素があるわけですが、それが今年度の確定によりまして事業費が固まったということでの精算でございます。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 今のご質問いただきました生活バス路線の運行補助事業というのは、ご案内のとおり国・県補助事業分と、それから単独事業分ということであるかと思いますが、今、課長のほうから説明がありましたように、例えば乗車密度カット対応分というのが1つございます。それからもう一つは、経常経費の20分の11対応分というようにいろいろランクというか区別するところがございまして、例えば乗車密度カット対応分につきましては、当初予算で696万7,000円ということで見えてございましたが、補助額ということで額の確定したものが1,265万8,000円というところになりました。そのためにその差額の569万1,000円を今回お願いしていると。

それから、国庫補助関係のもう一つ、20分の11というその収支の経常経費分のやつがあるわけですが、それにつきましては当初で36万1,000円、それから補助確定が404万7,000円ということございまして、368万6,000円が増額したというようなことを積み上げましてこの金額になっているというような状況でございます。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） ですから、通常であればそのバス会社が経営上問題なければ全くこの補助金は発生しないわけですが、このような横手市の状況におきましては、やっぱりなかなか過疎といいますか、利用者が少ない。だけれども、公共性があるということでいろんなところから補助をしている

わけであると思うんです。その趣旨は十分理解するわけですが、その補助額の決定という点がどこでどのようにそうやって決められているのか。ですから、今になってその事業の確定というのは、印象からいうと赤字補填のように見えてしまうわけですが、ですから、あらかじめそのバス会社と、例えば市とさまざまところで協議の上で補助額が決定されているということであれば理解できますけれども、今のような決定ですと、例えば国からなんぼ、県からなんぼ、市からなんぼというのが今の交付税なりさまざまそういった措置からするとしようがないのかなということもありますけれども、最初に積算したところでそれで終わりというのがスムーズとかすっきりしていいのではないかと思うんですけれども、どうも何か確定と言われると経営状況が確定して足りない分をちょっと補助してくれというふうな印象を持つんですけれども、そのあたりどうなんですか。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 手順の話でございますけれども、バス会社のほうから申請が出るという、まず手順になってございます。その中で私どもとしてもその内容について精査あるいは聞き取り等をいたしますが、そのまま県のほうに上がっていくような形になってございます。その中で県のほうからことしの事業についてはこれこれだというような確定をもらうというような手続の進め方になってございます。以上でございます。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） 今、やっぱりこの交通弱者と言われるような方々に対して、横手市独自で実証実験ということでデマンド交通とかを行っているわけですが、この実証の上でも今非常に、例えば、実は平鹿病院に行きたいんだけど、平鹿病院に行くためには途中のところで一旦デマンド分を抑えて、それで公共バス使ってくださいとか、普通の人はなかなかそういった不便なことはできないというか、大変ですからお金がかかってもそこからはまた一旦タクシーのメーターをとめて、そこから新たなメーターで平鹿病院に行くと、目的地に行くと。そういったことが今行われているわけですが、これは市からの今までの説明ですと、そもそも既存のバス会社の経営に影響があるということから、そのデマンド交通が利用者のニーズになかなか沿えないといいますか、問題が今あると思います。そういう中で、多分これでも大変な経営、そして公共的な事業を行われていることとは思いますが、もう少しそういった今後のデマンド交通、それと今の公共のバス会社、さまざまな点から、今後の横手市の交通弱者に対する交通のあり方といいますか、そういうのを検討して、よりニーズの高いものにしていかなければならないと思いますけれども、バス会社に対しては手厚くこういったいろんなところから事業の補助金がきて、デマンド交通さまざまやるとなると、その財源が厳しいという状況であると思いますけれども、そういったことをもっと総合的にいろんなことを判断できないものかと思いますが、そういった検討の余地はどうでしょうか。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 例えば、デマンド交通も含めて地域交通のあり方と申しますか、そういうこと

の全体のお話だったというふうにお伺いいたしました。デマンド交通につきましては、今1年間実証実験をやらせてもらって、その利用形態のあり方についていろいろなバージョン、例えば土日を入れてみたり、時間の関係とかそういうもので対応させてきていただいております。いろんなご要望あるいは改善点、あるいは利用して大変よかったと、継続してほしいというようなご意見も、先ほど市長が施政方針の中でも申し上げましたけれども、そういうような意見をいただいております。これにつきましては、新年度についてもある程度やり方を変えて検討する必要があるだろうということで、またあしたご説明させていただくことになると思いますが、当初やっぱりこのデマンド交通を始めるに当たりましては、今のバス路線のあり方も含めて、それから費用のあり方も含めて、総合的に見ていかなければいけないだろうということでスタートしていますし、私どもも最終的にはそういうふうな形で持っていくというふうに考えております。

ただ経過、過渡期でございますので、当然両方がダブるということも想定してございますし、その移行の期間につきましてはやっぱり十分な説明と、それから相手の事業者の方についても理解をいただいてその中で進めていかなければいけないというふうに考えてございます。ですから、今デマンド交通の実証実験をやらせていただいている中についても、事業者さんのほうのご理解をいただいてやっているという部分もございますので、総体的に向かう方向は今申し上げた方向ではないかと思っておりますが、まだ最終的なすり合わせという部分については、まだまだ調整が必要だというふうに考えてございます。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） 31ページの中学生海外派遣事業ですけれども、これはどのような状況なのかお伺いします。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 中学生の海外派遣事業につきましては、ご案内のとおり大森地域からスタートして合併前からやられている事業をベースに進めてきているというふうに考えています。ただ、今年度前にもご説明させていただいた機会があったかと思いますが、受け入れ校のほうの担当の方がご異動になられたり、それから窓口に来られた方がちょっとこちら側との情報交換がうまくいかなかったというような部分もございます。今年度につきましては対応ができないというようなお返事をいただいたところでございます。それにつきましては、従前のような形での派遣というのは難しいということになりましたので、今年度につきましては逆に留学生の方をこちらにお招きして中学生の方と体験していただくようなメニューに切り変えて実施をしてきたところでございます。そのために、こういうような減額の補正ということでお願いするわけですが、これからにつきましても、なかなか相手方が、調査、それからお願いをして調べてもらっていますが、今それだけの団体が行って受け入れてもらうところというのは、なかなかすぐには見つからないようでございます。そういうことも含めまして、この事業のあり方

も含めて、海外派遣というよりも国際交流というようなことでの事業の展開を考えていければというふうにこのあと考えてございます。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） 今質問したのは、間違っていなければいいなと思ったんですけども、平成25年度の事業費の中には盛られていないというふうに私は見ましたけれども、こういった事業をこれから国際交流のほうに使っていくという方向なのか、それともこういう中学生海外派遣事業というのはなくなったのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 ただいま申しあげましたように、相手方のある話でございまして、なかなか今までの期間では調整が付きませんでした。そういうことで新年度の事業からはこの名称では事業というのは計上してございません。ただ、今議員からお話ありましたように、国際交流のあり方というのは、このほかにもいろいろできるわけですので、そこら辺メニューを含めて対応していきたいと考えてございます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

平成24年度横手市一般会計補正予算（第10号）は、29人の委員で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本補正予算は29人の委員で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました一般会計予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議員全員の29人を指名いたします。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第32、議案第18号平成24年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 ただいま議題となりました議案第18号平成24年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

1ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,041万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を122億3,403万2,000円に改めようとするものです。

初めに、歳出からご説明いたしますので、8ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費210万円の減額と、次の2項1目賦課徴収費60万円の減額ですが、印刷製本費や通信運搬費の支出見込みによる減額であります。

次に、7款共同事業拠出金で4,522万9,000円の増額ですが、これは事業の実績見込みによるものであります。

続きまして9ページですが、11款諸支出金868万円の増額ですが、国保直営診療施設であります市立大森病院の健康管理事業と院内保育施設やレントゲン装置などの施設整備事業に国庫補助金を支出するための繰り出しの内容となっております。

12款予備費4,079万4,000円の減額は、収支の均衡を図るものです。

次に、歳入についてご説明いたしますので、前の7ページにお戻りください。

最初に、3款2項1目財政調整交付金868万円の増額は、歳出で今説明いたしました11款の直営診療施設に対する繰り出しの国庫補助金分であります。

次に、7款共同事業交付金9,309万6,000円の増額は、事業の実績見込みによるものであります。

次に、9款1項1目一般会計繰入金1億3,488万7,000円の減額です。これは、4点ありますが、1つは、国保税軽減額と保険者支援分繰入金の確定による3,723万7,000円の減額です。2つ目は、財政安定化支援事業の確定によりまして4,535万4,000円の減額。3点目は、事務費繰入分による支出見込みで270万円の減額、最後の4点目ですが、法定外繰入として繰り入れの基準であります保険財政共同事業の実績見込みによりまして4,959万6,000円の減額、以上4点が減額のポイントになります。

最後、10款繰越金4,352万6,000円の増額ですが、前年度繰入金を計上したものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第33、議案第19号平成24年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 ただいま議題となりました議案第19号平成24年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

1 ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,492万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億2,707万1,000円に改めようとするものであります。

初めに、歳出からご説明いたしますので、5 ページをお開きください。

5 ページ中段からが歳出になりますが、1 款 1 項 1 目一般管理費98万円の減額と、同じく 2 項 1 目徴収費55万円の減額は、それぞれ通信運搬費の支出見込みによるものであります。

次に、2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金3,339万6,000円の減額につきましては、保険料軽減分の確定に伴います納付額の補正であります。

次に、歳入について説明いたしますので、同じ5 ページの上段をごらんください。

3 款 1 項 1 目事務費繰入金から153万円、2 目保険基盤安定負担金から3,339万6,000円を減額しております。先ほど説明いたしました歳出と同額になっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第34、議案第20号平成24年度横手市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第20号平成24年度横手市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1 ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,456万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を104億7,785万円に改めようとするものでございます。

歳出からご説明いたしますので、3 ページの総括表をごらんください。

1 款総務費、3 項介護認定審査会費では、実績の見込みにより審査会の委員報酬や認定調査員の非常勤職員報酬、公用車リース料など220万2,000円を減額しております。

3 款の基金積立金では、介護保険給付準備基金積立金として319万1,000円を増額するものです。

4 款の地域支援事業費では、1 項介護予防事業費で、908万2,000円を減額しております。これは、看護師の雇用による介護予防普及啓発事業の拡大を予定しておりましたけれども、非常勤職員の確保ができなかったことによる減額や、2 次予防事業の基本チェックリスト業務委託料の契約差金などを減額す

るものでございます。

同じく2項包括的支援事業・任意事業費では、545万4,000円を減額しております。これは介護用品支給券支給事業でショートステイの利用者が増加したことなどによりまして、紙おむつなどの介護用品支給事業の減額が見込まれるものでございます。

次に、歳入を説明いたしますので上の2ページをごらんください。

歳入では、歳出の地域支援事業の減額などによりまして、その財源となる国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金など、それぞれ法定負担割合に応じて減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第35、議案第21号平成24年度横手市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第21号平成24年度横手市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算書1ページでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ106万2,000円を減額いたしまして、補正後の総額をそれぞれ3,114万9,000円に定めようとするものでございます。

今回の補正の内容につきまして説明いたしますので、2ページをごらんください。

1表下段の歳出では、介護保険サービス事業費から106万2,000円を減額しております。これは公用車購入にかかわる契約差金などを減額しようとするものでございます。

歳入では、1款サービス収入のうち2項居宅介護支援サービス収入から同額の106万2,000円を減額いたしまして収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

29番高橋勝義議員。

○29番（高橋勝義議員） 後期高齢者介護医療あるいは介護サービスなんですけれども、全てが減額補正ということになっています。これはそうすれば当初の見込み違いなのか、実績が例えば前年と比べて少なかったのか、どちらなんですか。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 今回は介護サービス事業でございますけれども、こちらにつきましての減額は、公用車の契約差金が大変主なものですけれども、これが実際契約したところ差金が生じたということで減額するというところでございます。あと、それに伴うサービス収入につきましては、居宅介護支援サービス収入自体が介護予防のほうの事業にシフトしておりまして、こちらの収入が見込めないということで同額を、今回はこちらは減額したということでございますけれども、介護保険につきましても、介護予防計画に沿ってそれぞれ予算化をしまして見込みを立てまして当初予算を計画しております。その部分につきましては、やはりきっちり当初のところまで全て予測するというのはなかなか難しいところでございます。介護保険につきましても、要介護の認定者は落ちておりますけれども、要支援の認定者は上がっているというところで、介護サービスの利用についても、若干当初見込みよりも差が出てくるというようなことがございまして、年度末にこのような補正が行われるということでございますのでご理解願いたいと思います。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第36、議案第22号平成24年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第22号平成24年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

予算書の2ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算補正でございますけれども、このたびの補正予算は歳入の財源内訳を補正するものでございます。

1款のサービス収入を500万円減額いたしまして、同額を3款繰入金に500万円計上するものでございます。これは平成24年度の介護報酬改定が老健施設にとってマイナス改定であったことによりまして、介護サービス収入の決算見込額が予算額を下回る見込みとなったことにより財源を振り替えるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第37、議案第23号平成24年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第23号平成24年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

予算書の1ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ29万7,000円を追加し、補正後の総額を7,794万2,000円に定めようとするものでございます。

このたびの補正は、支援ハウスと通所サービス施設の暖房用燃料費の不足が見込まれることによる補正でございます。

それでは、2ページの第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。

下段の歳出では、1款総務費、1項管理費に需用費として29万7,000円を補正しております。

歳入では、3款繰越金に同額を補正し、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第38、議案第24号平成24年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第24号平成24年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ36万5,000円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ2億9,899万8,000円に定めようとするものでございます。

補正の内容についてご説明いたしますので、2ページ、第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。

初めに、下段の歳出でございますけれども、2款サービス事業費に36万5,000円を計上しております。これは大和更生園の光熱水費につきまして、今後不足が見込まれることから、増額補正をお願いするものでございます。

歳入では、4款繰入金に同額を計上いたしまして、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

22番寿松木孝議員。

○22番(寿松木孝議員) 金額は大して大きくないことなんですが、ちょっとひっかかりといいますか、これから気がかりなことがありますので、ちょっとお聞きしておきたいというふうに思います。

背景から話をさせていただきますと、この大和更生園、相当基金を積んで今まで運営されていたんですが、昨年からの改修ということで、施設が新しくなり、基金をほとんど使い果たしたというふうに理解しています。その中で、やはり今回は36万5,000円ということなんですが、この先運営していくに当たり相当厳しい状態が見込まれるなというふうに見ております。これ、次年度予算で聞いてもいいんですが、その方向性といいますか、あしたちょっとさまざまなことで込み合うと思いますので、今日のうちにちょっとお聞きしておきたいなと思ったんですが、この基金を今まである程度取り崩しながら運営してきた施設だというふうにも思っていましたので、今回の補正額は小さいとしても、将来的に相当厳しいものになっていくだろうなというふうに思うんですが、そのあたりの見通しを含めて教えてくださいませんか。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 新年度予算から相当の額を一般会計から繰り入れなければ運営ができないというような状況でございます。今までは繰越金を常にかなり億単位でプールいたしまして、それで運営してきたということで、一般会計からの繰り入れはございませんでした。今回の大規模修繕の事業にこちらの事業費をかなり起債できる部分は起債したわけでございますけれども、その起債対象外の部分等につきましては、今までの繰越金を充当したということでございます。今後、この施設を運営するためには、やはり相当額の一般会計からの繰り入れが必要であるということと、今回の光熱費の補正等につきましては、やはり大規模修繕によりましてエアコン等を設置いたしましたので、そういった電気料についても、運営費も若干運営コストも上がっているというような状況でございます。この施設を今後どのようにするかということにつきましては、現在の障害者総合支援法のこの辺の動きが今まで見えなかったということで、今後平成26年からはある程度安定した障害者のこういった施設の運営方法について、どのようになるかという方向性が固まってくると思いますので、そうした段階で施設をどのように運営していくかについては改めて検討いたしたいというふうに考えております。

以上です。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第39、議案第25号平成24年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第25号平成24年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ312万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億1,278万2,000円に改めようとするものでございます。

第2条では、繰越明許費を設定してございます。

次のページ、2ページをお開きください。

第2表、繰越明許費で、大森健康温泉真空ヒーター取替事業として312万9,000円を設定してございます。

歳出について説明いたしますので、5ページをお開きください。

1款施設経営費、1項施設経営費、5目農業者休養施設経営費に施設整備費といたしまして給湯設備である真空ヒーターの故障により新たに設備更新が必要になった経費312万9,000円を計上してございます。

上段の歳入では、繰入金1項1目一般会計繰入金によりまして312万9,000円の同額を計上してございます。

以上、説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業経済常任委員会に付託いたします。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第40、議案第26号平成24年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第26号平成24年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページでございます。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,483万2,000円に定めようとするものでございます。

第2条は、翌年度に繰り越しして使用することができる経費、繰越明許費について定めております。

第3条は、地方債の補正について定めるものであります。

初めに、繰越明許費についてご説明いたしますので、2ページ後段の第2表、繰越明許費のところをお願いいたします。

三枚橋地区単独事業で620万円、総合交付金基幹事業で1,800万円を平成25年度に繰り越ししようとするものでございます。これは、地区内を南北に伸びる幹線であります第1号区画街路の築造工事に係る建物移転に不測の日数を要したことから、年度内の工事完了が困難となったため繰り越しをし、工事の完成を目指すものであります。

次に、地方債の補正でありますので、3ページ、地方債、第3表をお願いいたします。

記載のとおり、都市計画事業債の限度額を5,900万円から750万円減額し、補正後の限度額を5,150万円に改めるものでございます。

それでは、歳出の内容についてご説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

1款1項2目駅西地区土地区画整理事業費では、一般会計への繰出金として62万1,000円を増額補正しております。これは、清算徴収金の繰り上げ納付などによるものであります。

3目三枚橋地区土地区画整理事業費では、総合交付金効果促進事業において、地方債を一般財源に組み替える財源振替を行っております。

次に、歳入でありますので、ページを戻りまして6ページの事項別明細書をお願いいたします。

5款清算金では、12万9,000円を増額しております。これは駅西地区の清算徴収金でございます。

6款市債では、都市計画事業債を750万円減額しております。

これらによります過不足額につきましては、4款繰越金に前年度繰越金から799万2,000円を繰り入れし、歳入歳出の収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第41、議案第27号平成24年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第27号平成24年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出の総額からそれぞれ54万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ5億7,288万3,000円に改めようとするものです。

第2条の繰越明許費及び第3条の地方債の補正につきましては、4ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費は、1,376万8,000円を翌年度に繰り越しし、金沢処理区の舗装本復旧並びに管路工事を整備しようとするものでございます。

第3表、地方債の補正では、集落排水事業の限度額を記載のとおり変更しようとするものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げますので、9ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目一般管理費515万2,000円の減額は、消費税額の確定によるものでございます。

2 款 1 項集落排水施設事業費656万8,000円の増額は、国の地域自主戦略交付金の追加及び事業費の確定によるものでございます。

3 款 1 項公債費200万円の減額は、償還金利子の確定によるものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、7ページをお開き願います。

2 款 1 項使用料175万3,000円の減額は、収入見込額の減少によるものでございます。

3 款 1 項県補助金688万4,000円の増額は、国からの交付金の追加によるものでございます。

5 款 1 項一般会計繰入金2,408万9,000円の減額は、事業費の確定見込みによるものでございます。

8 ページをお開き願います。

6 款 1 項繰越金では、前年度繰越額の確定によりまして、2,152万6,000円を増額しております。

7 款 2 項雑入184万9,000円の増額は、消費税の還付によるものでございます。

8 款 1 項市債では、事業費の確定にあわせまして500万円を減額しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第42、議案第28号平成24年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第28号平成24年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出の総額からそれぞれ686万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ9,549万4,000円に改めようとするものでございます。

第2条、地方債の補正につきましては、3ページをお開き願います。

第2表の特定地域生活排水処理施設事業費の限度額を記載のとおり変更しようとするものでございます。

次に、歳出についてご説明いたしますので、8ページをお開き願います。

2款1項浄化槽整備事業、686万4,000円の減額は、契約差金など工事費の確定見込みに伴う減額でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

2款1項使用料53万6,000円の減額は、収入見込額の減少によるものでございます。

3款1項国庫補助金63万6,000円の減額は、浄化槽整備事業費国庫補助金の収入見込額の減少によるものでございます。

4款1項一般会計繰入金19万2,000円の減額は、事業費の確定見込みによるものでございます。

7款1項市債では、事業費の確定見込みにあわせまして550万円を減額しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第43、議案第29号平成24年度横手市病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。横手病院事務局長。

○佐藤正弘 市立横手病院事務局長 ただいま議題となりました議案第29号平成24年度横手市病院事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございますが、収入及び支出にそれぞれ1,071万6,000円を増額するものです。

第1款市立横手病院につきましては、収益全体では補正予定額ゼロ円となっておりますが、第1項医業収益におきまして、単価の減少に伴い外来収益を3,482万円減額し、第2項医業外収益において地方交付税の確定に伴いまして他会計負担金を3,482万円増額するものでございます。

第2款市立大森病院につきましては、収入では第2項医業外収益において1,071万6,000円を増額しております。これは、地方交付税等の確定に伴い、他会計負担金を1,063万5,000円、他会計繰入金を8万1,000円増額するものでございます。

支出では、第1項医業費用において1,071万6,000円を増額しております。これは、決算見込みにより光熱水費、賃借料等の経費を1,004万6,000円、減価償却費を4万1,000円増額し、また医療機器の除却経費として62万9,000円を計上するものでございます。

2ページをごらんください。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額を補正するものです。

第1款市立横手病院につきましては、電話交換設備更新と医療機器の更新などの決算見込みにより、企業債を1,010万円減額するものでございます。

第2款市立大森病院は、資本的収入において1,770万円減額しておりますが、これは国保調整交付金の確定に伴う他会計出資金840万円の増額と、医療機器等の更新などに伴います企業債2,620万円の減額、公用車更新に伴う環境対応車普及促進対策費補助金10万円を増額するものでございます。

資本的支出では、市立大森病院におきまして、土地購入費の確定により建設改良費を232万4,000円減額するものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億8,583万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

3ページの第4条は、起債の目的、限度額を改めるものでございまして、横手病院、大森病院ともに医療機器整備事業、医療施設整備事業の限度額を変更するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第44、議案第30号平成24年度横手市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第30号平成24年度横手市水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

水道補の1ページをお開き願います。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。

第1款水道事業収益の総額17億7,855万6,000円に196万2,000円を増額し、収入総額を17億8,051万8,000円に改めようとするものでございます。

第1項営業収益288万9,000円を増額及び第2項営業外収益92万7,000円の減額は、給水工事収益、手数料、賃貸料、他会計補助金などの決算見込みによるものでございます。

次に、水道事業費用の総額17億2,749万9,000円から2,366万6,000円を減額し、費用総額を17億383万3,000円に改めようとするものでございます。

第1項営業費用2,306万3,000円の減額は、契約差金など決算見込みに伴う減額であります。

第2項の営業外費用772万3,000円の減額は、企業債利息の減によるものでございます。

第3項の特別損失712万円の増額は不納欠損見込額の増によるものでございます。

次に、2ページをお開き願います。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額の補正でございます。

第1款資本的収入の総額35億7,972万6,000円から2億9,163万7,000円を減額し、収入総額を32億8,808万9,000円に改めようとするものであります。

第1項企業債4,140万円の減額、第2項出資金の1億1,287万3,000円の減額、第3項国庫補助金1億4,326万5,000円の減額は、補助対象事業費及び起債対象事業費の確定見込みに伴う減額であります。

第4項工事負担金169万4,000円の減額は、区画整理事業など他事業からの依頼工事費の確定見込みに伴う減額でございます。

第5項の水道加入金759万5,000円を増額は、決算見込みによるものでございます。

次に、資本的支出の総額47億628万6,000円から1億568万7,000円を減額し、支出総額を46億59万9,000円に改めようとするものでございます。

第1項の建設改良費1億568万7,000円の減額は、契約差金など工事費の確定見込みに伴う減額でございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額13億1,251万円につきましては、過年度分の損益勘定留保資金を10億9,934万1,000円に改め、不足額を補填するものでございます。

次に、3ページをお開き願います。

第4条の企業債につきましては、事業費確定見込みにより限度額を改めようとするものでございます。

第5条の他会計補助金につきましては、繰り出し基準の確定見込みにより一般会計からの補助金額について6,042万円に改めようとするものでございます。

なお、詳細につきましては、5ページ以降の補正予算に関する説明書に記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第45、議案第31号平成24年度横手市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第31号平成24年度横手市下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

第2条は、業務の予定量の補正でございます。

主要な建設改良事業について、事業費の確定見込みにより業務の予定量を補正しようとするものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。

第1款下水道事業収益の総額16億5,169万7,000円から1,692万5,000円を減額し、収入総額を16億3,477万2,000円に改めようとするものでございます。

営業収益で1,692万5,000円を減額しておりますが、これは決算見込みにより下水道使用料を減額するものでございます。

次に、第1款下水道事業費用につきましては、総額17億1,550万3,000円から2,961万8,000円を減額し、支出総額を16億8,588万5,000円に改めようとするものでございます。

第1項の営業費用517万2,000円の減額は、流域下水道汚泥炭化施設維持管理負担金の確定によるものでございます。

第2項の営業外費用2,582万8,000円の減額は、企業債支払利息の確定と平成23年度分の支払消費税を企業会計移行に伴う特例的支出から支出したことによりまして減額するものでございます。

第3項の特別損失138万2,000円の増額は、不納欠損見込額の増に伴うものでございます。

次に、2ページをお開き願います。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額の補正でございます。

収入の第1款資本的収入の総額12億4,493万2,000円から6,292万7,000円を減額し、収入総額を11億

8,200万5,000円に改めようとするものでございます。

第1項の企業債6,260万円と第3項の補助金3,090万円の減額は、起債対象事業費及び補助対象事業費の確定見込みによるものでございます。

第4項の負担金3,057万3,000円の増額は、受益者負担金の決算見込みによるものでございます。

次に、支出の第1款資本的支出の総額18億4,212万9,000円から7,451万1,000円を減額し、支出総額を17億6,761万8,000円に改めようとするものでございます。

第1項の建設改良費7,489万円の減額は、建設事業費の確定見込みによるものでございます。

第2項の企業債償還金37万9,000円の増額は、企業債元金償還額の確定によるものでございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額5億8,561万3,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金を4億6,340万1,000円に、引き継ぎ金を1億1,081万9,000円に改め不足額を補填するものでございます。

次に、3ページをごらんいただきます。

3ページでは、第5条の企業債につきまして、事業費確定見込みにより限度額を改めようとするものでございます。

なお、詳細につきましては、5ページ以降の補正予算に関する説明書に記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○佐藤清春 議長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明2月26日は、午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時34分 散会

